

令和元年第2回柳津町議会定例会会議録

令和元年6月12日第2回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 岩 淵 清 幸	5番 田 崎 信 二	10番 鈴 木 吉 信
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	11番 伊 藤 昭 一
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について 陳情第3号・陳情第4号・陳情第5号

一般質問（通告順）

報告第1号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告について

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度柳津町一般会計補正予算）

議案第58号 柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第59号 令和元年度柳津町一般会計補正予算

議案第60号 令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第61号 令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第62号 令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第63号 令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第64号 令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第65号 令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第67号 除雪機械の購入について

報告第6号 平成30年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第7号 会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について

議員の派遣について

議案第68号 工事請負契約の締結について

議案第69号 工事請負契約の変更について

議員提出議案第1号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書の提出について

議員提出議案第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の「被災児童生徒就学支援等
事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の
提出について

令和元年第2回柳津町議会定例会会議録

第1日 令和元年6月12日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 淵 清 幸	5番 田 崎 信 二	10番 鈴 木 吉 信
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	11番 伊 藤 昭 一
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井 関 庄 一	建設課長 菊 地 淳 一
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 金 子 佳 弘	教 育 長 神 田 順 一
出 納 室 長 杉 原 満	教 育 課 長 横 井 伸 也
町 民 課 長 新井田 理 恵	公 民 館 長 天 野 美 穂
地域振興課長 鈴 木 秀 文	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 舩 木 慎 弥 主 査 鈴 木 貴 雄

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 町長の説明について

日程第5 陳情について 陳情第3号・陳情第4号・陳情第5号

日程第6 一般質問（通告順）

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和元年第2回柳津町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

2番、磯目泰彦君、3番、伊藤 純君、5番、田崎信二君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から6月14日までの3日間と協議願ったところではありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本定例会の会期を本日から3日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより平成31年3月6日開会の第1回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

次に、柳津町監査委員より、平成31年2月から4月までに關する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

次に、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論によ

り、民主主義及び憲法に基づき公平に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」、「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情」、「日本国政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情について」、これにつきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので報告にかえます。

次に、柳津町議会常任委員会所管事務調査の実施報告を求めます。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田崎信二君。

○5番（登壇）

おはようございます。

令和元年度総務文教常任委員会現地調査の報告をいたします。

5月10日、総務文教常任委員会の現地調査を実施しましたので、報告させていただきます。

最初に、株式会社シモン入口進入路改良工事進捗状況について、建設課長より説明を受けました。道路の拡幅及び道路周辺の立木の伐採を行うとのことでしたが、勾配が現在のままであり状況の改善になるのか疑問の声もあり、周囲の立木の伐採範囲を広げ日当たりのよい状況にして様子を見てから無散水消雪について検討すべきとの意見や、出入口付近を広くして安全確保を行ってほしいとの意見も出されました。

次に、会津坂下消防署の現地調査を行いました。4月19日、落成式が行われたばかりの消防署を案内いただき、耐震性、耐久性、耐水性にすぐれており、雨水利用設備や非常用発電設備等の特殊設備を備えており災害時の対応を想定した施設であり、女性仮眠室を備え2班交代で女性も勤務しており、大変参考になる施設でありました。

次に、柳津アトリエ館の改修後の施設を確認しました。シャワールームと洗面台等が新しくなって使い勝手がよくなっていました。アトリエ館の内部が暗い感じであるので、道路側の窓を活用する等の工夫が必要かと思われ、今後どのように活用していくのか方向性を明確にして適切な改修を行っていただきたい。

その後、昼食を道の駅でとった後、斎藤清美術館の外構を調査いたしました。美術館周辺の池について水道水を使用しての池の維持管理については、塩素等の薬品のみではきれいな状態を保つのが難しい状況であることから、今後、水を使用しない方法での池部分の管理方法を検討いただきたい。さらに、美術館下の倉庫部分に雑然と物が置かれているが、目隠しなどをして外から目に触れないよう目隠しをする等の措置を講じていただきたい。さらに、

公園内の人のモニュメントについては、設置の経緯等を調査の上、適切な場所に配置することも検討ください。

次に、安久津地区防火水槽を調査いたしました。総務課長より図面等で説明をいただいた後にマンホール部をあけていただきましたが、開閉時の金具が近くに設置していないので、緊急時にすぐに対応できるよう措置を講じていただきたい。中学校の駐車場の箇所に設置してあることから、緊急時に車などがマンホールの上に駐車して消火の妨げにならないよう措置を講じるよう検討ください。また、マンホールのふたについて、今後、赤べこ等のキャラクターで統一してみてもいいかでしょうか。費用などを調査し検討ください。

次に、繰越事業になっていました琵琶首公民館外構舗装工事を調査しました。町道とあわせて工事を施工したもので、冬期間においても除雪に支障が出ないようになっております。

次に、孫太郎松の案内看板改修の現場を調査いたしました。公民館班長より説明を受けた後に、樹齢400年の赤松で町指定天然記念物、福島県緑の文化財に指定されており、2本あった松のうち1本は老木のため倒れてしまい、残った1本も木を支える等の措置を施している状態でした。樹高が13メートルと大きく風格のある松で、今後も適切な管理を行って町指定天然記念物として長く残していただけるよう、地区の方々と相談しながら適切な措置を講じていただきたい。また、周辺に古い看板がそのままの状態で放置されておりましたので、早急に撤去をお願いします。案内看板から孫太郎松まで急な斜面であり、間伐材などを利用した簡素な階段等の設置を検討してみてもいいかでしょうか。ご検討いただきたいと思っております。

最後に、多忙中にもかかわらず現地説明をしていただいた各課長、関係各位に御礼を申し上げます、総務文教常任委員会現地調査報告といたします。

○議長

次に、産業厚生常任委員会の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、齋藤正志君。

○8番（登壇）

おはようございます。

令和元年度産業厚生常任委員会現地調査報告をさせていただきます。

去る5月10日、産業厚生常任委員会の現地調査を実施しましたので報告いたします。

最初に、株式会社シモン入口進入路改良工事進捗状況について調査を実施いたしました。現在の状況について、建設課長及び門馬副主査より説明を受けました。指摘事項として、進

入路の日陰になりそうなところも左右5メートルぐらい立木伐採を検討いただくこと、入り口隅切りを広くし一旦停止しても再発進できるような平地をなるべくとっていただくことを申し入れました。現地確認した結果、指摘事項をきちんと整備すればこの計画で改善されるものと判断したところであります。

次に、会津坂下消防署新庁舎の調査を実施しました。署長及び副署長より施設の概要説明を受けた後に職員の方に施設を案内していただきました。防災拠点となっており、耐震性、耐水性にすぐれた庁舎で、自家発電装置、防火水槽等も設置されていました。また、住民に開かれた消防署という基本方針により、バリアフリー、ユニバーサルデザインを採用し、住民の一時避難所として非常用物資の備蓄も行っておりました。ちょうど小学生が見学を訪れており、基本方針を体現しているところでありました。また、女性専用の設備も完備しており、女性が活躍できる場所となっていて、これからの消防署のあり方を見せていただいたように感じました。

次に、檀ノ浦太平団地造成工事について現状を確認してまいりました。建設課長及び天野専門員より説明を受け、工期がおくれているので住民の不便を解消するために早期の完成を願いたいこと、また、早目に道路の舗装をしていただきたいことを申し入れし、境界に気になる点があったため境界の確認もお願いいたしました。

次に、海洋センター業務委託内容について、公民館長及び中島チーフマネージャーより説明を受けたところです。委託したことによって、よい点もあり、体育行政が一元化され、事務事業の見直しも行われ、これまでの固定観念にとらわれていた柳津町の体育に対する意識改革ができるのではないかと感じられました。

次に、旧西山中学校において、支所地区公共施設再編計画について総務課長、橋本西山支所班長より説明を受けました。説明によれば、進捗状況は順調に進んでいるようでありました。地域住民とのコンセンサスをとって進めていただきたいことを申し入れいたしました。

次に、グローバルピッグファームの稼働状況及び現況について調査を実施いたしました。地域振興課長及び農林振興班長が同行し、グローバルピッグファームの工場長ほか2名より説明を受け、施設の案内をしていただきました。5月10日現在、3,500頭、6月に5,000頭、年内1万5,000頭になる予定とのことでした。堆肥が外気に触れる場所があったので、臭気対策をお願いし、あわせて、柳津町のイベントへの参加もお願いしてまいりました。

その後、役場に戻り総括を行い、令和元年度産業厚生常任委員会の現地調査を終えました。多忙な中、現地説明に同行された各課長、職員の皆様に対しお礼を申し上げ、委員会報告

とさせていただきます。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第2回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

柳津町でも田植えが終わり、今月1日にはうつくしまみずウオークが開催され、約1,500人の方に、歴史と文化があり、そして赤べこ発祥の地でもある風光明媚な本町を訪れていただき、町民の皆様の温かいおもてなしの心に触れながら只見川、円蔵寺、町なかを中心に歩き、水辺の豊かな自然を満喫していただいたと感じております。

6月7日には、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、全村が避難指示等の区域に指定され、本町に一時避難をされた葛尾村と地域間交流に関する協定を締結いたしました。この協定は、教育・文化の振興、地域経済の活性化、観光の振興や安心して生活できる地域づくりに向け、両町村が相互に連携協力して取り組んでいくことと友好を一層深めていくことをお約束したものでございます。

こうしたことは非常に喜ばしいことであり、町にとりましても、葛尾村のみならず、あらゆる機会を通じてさまざまな町、団体等ときずなを深めていければと考えております。町民の皆さんを初め各団体並びに関係団体の皆様方にも、観光客や訪れた方を満足させ、柳津町を全国にPRできるよう取り組んでいければと考えているところでございます。

また、柳津町振興計画も最後の2年を迎えております。町の目指す将来像「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」の将来像に向け、6つの基本政策、28の施策によりまして、今年度も町民の皆様や各種団体の皆様などとともに取り組んでいるところでありますので、今後とも一層のご支援とご協力をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

私ごとでございますが、今回の議会定例会が最後の定例会となります。議員として15年、

そして平成15年4月よりこの議場において町長としての4期16年間、町議会皆様を初め町民の皆様、そして関係機関の皆様の多大なるご理解、ご協力とご支援をいただきながら今日まで着実な町政を進めることができました。心から町民そして議員の皆様方に感謝を申し上げます。残り期間も全身全霊をもって最後まで全力で町政に取り組んでまいりますので、皆様方のご協力を心からお願い申し上げます。

なお、本議会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求める案件、1件、条例の改正に関する案件、1件、令和元年度補正予算に関する案件、7件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する案件、1件、除雪機械の購入に関する案件、1件、平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告に関する案件、1件、会津若松地方土地開発公社経営状況の報告に関する案件、1件、以上の13件であります。

慎重審議の上、全議案議決賜りますように心からお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

◎陳情について

○議長

日程第5、陳情について。

陳情第3号「ふくしま学力調査中止の意見書提出を求める陳情について」、陳情第4号「教職員の長時間労働の解消に向けた意見書の提出を求める陳情について」、陳情第5号「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情書は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

◎一般質問

○議長

日程第6、これより一般質問を行います。

通告順により磯目泰彦君の登壇を許します。

2番、磯目泰彦君。

○2番（登壇）

おはようございます。

それでは、一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

安心、安全な水の供給についてであります。

今日、我が町における水道水は、水質基準を満足するよう、原水の水質に応じた水道システムを整備、管理することにより安全性が確保されております。

しかしながら、今なお水道水へのさまざまなリスクが存在し、水質汚染事故や異臭被害の報道もなされるところであります。さらに、水道施設の老朽化や担当職員の減少、高齢化も進んできております。

水道を取り巻くこのような状況の中で、水道水の安全性を一層高め、今後も町民が安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給していくためには、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現することは重要であると考えます。そこで、次の2点について町の考えを伺います。

1番、公共用水域水質検査事業における河川の水質検査の実施状況と今後の町の考えについて。

2番、上水道の給水管、配水管の鉛管対策について。

以上、2点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、2番、磯目泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

当町の公共用水域水質検査事業における河川の水質検査の実施状況につきましては、水質汚濁防止法の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁状況を監視するために行う水質測定計画を毎年策定しております。町独自で検査の生活環境項目については、9地点を四半期ごとに年4回5項目について検査し、健康項目については、2地点を半期ごと年2回実施、8項目について検査をしております。検査結果については、広報お知らせ版、並びに福島県水質年

報で公表しているわけでございます。今後も引き続き、町民の安心安全のため、町独自で公共用水域水質検査を実施し公表をしていきたいと、そのような考えを持っております。

次に、上水道の配水管、給水管の鉛管対策につきましては、鉛管は人体に悪影響を及ぼす可能性があるとして、平成元年に厚生省より、新たに給水管を布設する場合には鉛溶出する問題の生じない管材を使用する旨の通知が発出されていることから、鉛を含んだ管等の使用は制限されているところでございます。

当町におきましては、区域拡張や改修等で鉛管を使用した実績はなく、水道メーターに関しては8年に1回、計量法により交換をしているため、現在、管理分における鉛管または鉛を使用した機器の使用はございません。

なお、各家庭の給水設備について、建築年数が古いものとしては現在も使用をされている可能性があります。町で毎月行っている水質検査の結果については、鉛の検査項目を含め水質基準を超える検査結果は出ておりません。その結果、水道水に関しては安全であると、そのような考えを持っているところであります。

以上であります。

○議長

これより一問一答方式により再質問を認めます。

2番、磯目泰彦君。

○2番

ありがとうございます。それでは、再度質問に移りたいと思います。

まず、1点目なんです。公共用水域水質検査ということで1項目めをお聞きしたいと思います。いろいろと難しい文言が出てきますので、聞かれている方もなかなか、ちょっと理解不足なのかなということでもありますので、また今回もパネルを使いながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、質問のほうに移らせていただきたいと思います。まず、確認ということですが、町民課長のほうにお聞きしたいと思います。公共用水域という定義といいますか、これはどういう意味だというようなところをどのように捉えているかお聞きをしたいと思いますので、その点をお聞きします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

磯目泰彦議員の質問にお答えします。

公共用水域の定義またはその意味ということではありますが、水質汚濁防止法によって定められている公共利用のための水域や水路のことを言っております。具体的には、水域については河川、沼、湖、海、港湾になります。水路については公共溝渠、人工的につくられた水を流すための構造物になっております。あと、かんがい用の水路となっております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

ありがとうございます。

確かに、今、町民課長からお話をいただきました公共用水域ということでございます。こちらのパネルを今回も見ていただきたいと思います。

公共用水域とは何かということで、今、町民課長のほうからお話があったわけですが、これも水質汚濁防止法ということで規定をされている部分でございます。ちょっと難しいんですが読みたいと思います。

水質汚濁防止法、法律第138号において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。つまり、川、沼、湖、海など全ての水に対してこの域が規定をされているということがあります。これはもう法律で決まっておりますので、よろしく願いをします。

ということは、柳津町の公共用水域ということを考えれば、どこになるとお考えですか。これも町民課長のほうにお聞きをしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

公共用水域とは、個人や会社が所有していない柳津町に存在する水にかかわる全ての領域を言っております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

まさしく個人所有の池とか家の周りの溝とかそういうところは除いて全てであるということ、柳津町においても当然これは柳津町の中全部、個人所有を除いては全部がこの水域に対して検査の対象域ですよというようなことになっているわけでございます。

続きまして、そうしますと、現在、町で行っています公共用水域の水質汚濁状況、これを監視するために行う水質測定の目的、この目的ですね。大きな目的は何だとお考えでしょうか。これも町民課長にお聞きしたいと思います。

補足ですが、こちらパネルのほうに、そういったことで河川管理者としての水質調査目的ということでお書きしてまいりましたけれども、まずは町民課長のほうからお話をいただきたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

水質測定の目的ということではありますが、水質汚濁の防止を図り、人の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としております。また、公共用水域に水を排出する事業者への責任を持たせること、被害者の保護を図ることも目的としております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

今、町民課長からいただきましたけれども、そういったいろんな目的があるとは思いますが、ここに私が調べてまいりましたその目的ということでお示しを申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

公共用水域水質検査の目的ということで、字が小さいのですがお読みします。公共用水域の監視のための水質調査は、水質汚濁防止法またはダイオキシン類対策特別措置法の法律に基づきまして、都道府県知事が国の地方行政機関の長——いわゆる町長ですね——町長と協議をして作成する測定計画または協議の結果に従って、河川管理者が公共用水域及び地下水——地下水も含まれますよ——地下水の水質を測定し、水質汚濁の状況の監視等を目的にしているということで、具体的な目的は以下の4点になるわけでございます。

1番目、当該水域の水質汚濁にかかわる環境基準の維持達成の把握。

2番、広域的・総合的な水環境改善施策の企画・立案のためのデータの蓄積。

3番、工場、事業所等の排水による公共用水域、地下水への影響の把握。

4番目なのですが、水環境改善施策の効果と。

以上、この4点が大きな目標となるように考えられるわけでございます。この分につきましては、さらに水質汚濁防止法の規定の第16条第1項から第4項においても環境基準を達成する、いわゆる水を監視してくださいよというようなことが定義されております。

公共用水域及び地下水の水質、これは定期的に当然年間数回ということでやっておられるとは思いますが、そこで具体的なこの4つの目的について、水質検査以外で町でやっている取り組み、どのような取り組みをされているのかお聞きをしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

水質検査以外でどのような町の取り組みをしているかということですが、川を汚す生活排水については、農業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業や公共下水道事業や合併処理浄化槽の推進を町では図ってまいりました。その排水事業については、それぞれ水質検査も建設課のほうでやっておりますので、そういった横断的に建設課と情報を共有しながら水質の監視をしているところであります。

また、工場、事業所についてですが、工場や事業所についてはそれぞれ法律で規制がされておりますので、事業所において報告の義務があります。それについても、県や関係機関と情報を共有し、事故のないように監視をしているところであります。

また、県での河川パトロールや町でも河川パトロールをしておりますので、そういった情報を共有して監視しているところであります。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

今、特に詳細に3番についてなのですが、工場そして事業所等の排水についてもあわせてお答えをいただいたわけでございます。私も重要視しているのはこの3番のいわゆる工場、事業所等の排水による公共用水域、地下水への影響、これはやはり重要になってくるのではないかというふうに思っております。今後、新規企業が来られた方、そして新たなる工場が

建ったというような場合にも、この排水に関しては重点的に見ていただきたいというように思いますが、それを踏まえまして次の質問に移りたいと思います。

現在、柳津町で公共用水域水質検査を、先ほどの町長の答弁にもいただきましたけれども、9カ所で年4回やっていますという答弁でございましたけれども、これはこの内容で間違いないでしょうか。町民課長でよろしいです。

○議長

町民課長。

○町民課長

議員おただしのおりであります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

これは、パネルのほうをまた見ていただきたいと思います。

平成30年度の柳津町における公共用水域水質検査結果ということで、これは昨年の8月1日に検査をしたということで公表されている部分でございます。見ていただきたいとは思いますが、ここに地点名、そして検査項目ということで並んでおります。滝谷川は4カ所、東川、銀山川、只見川が2カ所、沢尻川というふうに9カ所ということでやっておられるというふうに思いますけれども。

続いて、下の地点ですね。公共用水域の地点、いわゆるどこをやっているんだと。文書だけではわかりづらいと思いましたので、地図に記載をしてみました。見ていただきたいと思いますが、当然、この滝谷川は4カ所で只見川が2カ所、銀山川は1カ所なんです。これを見てわかるとおり。どうも私、この回数となぜこの場所の地点なのかなど。単純にここをまず疑問に思ったわけなんです。回数と場所についてはどのように決定されたのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

回数と場所についてであります。水質汚濁防止法の第16条第1項から第4項まで測定計画についてというところがあるんですけれども、ここについては、県の区域に属する公共用水域等の水質測定計画を県知事が策定し国に協議することになっております。ただ、福島県

の水質測定計画には只見川は金山町にある西谷橋と柳津町の藤橋、この2点についてのみ福島県の計画に載っております。ですので、柳津町としては、町独自に柳津町公共用水域水質検査の計画を毎年策定しまして検査をしているところであります。

回数については、4回ありますが、県の計画を参考に4回としているところであります。場所については、柳津町にある主要な河川、一級河川の滝谷川、東川、銀山川、只見川、それと準用河川で石坂にあります沢尻川を水域として定めております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

ありがとうございます。

測定計画をするというのは、これは当然、町長と知事と相談をしてということで決めているんだというような捉え方でいいのかなとは思うんですけども、どうもこの測定方法、今現在に至る測定方法というのは、いつからこの方式でやられていますか。この点を町民課長、お願いします。

○議長

町民課長。

○町民課長

現在の測定方法については、今残っている書類の中では平成2年度からとなっております。以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

平成2年からということですけども、今は令和元年です。年数的に相当たっていますよね。この測定方法も、私は変更ということも必要になってくるのではないかと思うんですけども。平成2年以降でも、以降であれば変わっていないということでもいいとは思うんですけども、それ以前で変更になったことがあったかどうか。それ以前。平成2年前にやっていたのと平成2年以降ではここが違いますよというところがあれば、お聞きしたいと思えます。町民課長、お願いします。

○議長

町民課長。

○町民課長

平成2年以前についてはデータがありませんので、平成2年以降については、1カ所だけ地点が変わっているところがございます。それについては、平成2年までは産業廃棄物処理場内にある沼、長窪なんですけれども、沼を測定しておりましたが、その後、今の石坂集会所下の沢尻川のほうに変更しているところが1カ所ございます。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

平成2年以前はデータが見当たらないと。当然これは、先ほど町長が答弁しましたけれども、福島県の水質年報で公表しておりますと答弁しているんですよ。当然、福島県の水質年報というのがあるわけですよ。ですから、この年報を使って、以前にどういうやり方での地点で何をしたんだ、どれだけのデータがあるんだということはしっかり、データの蓄積ということは先ほども言いましたけれども、やはりデータの蓄積や立案、そういった部分もしっかりと生かしていかなければ私はいけないのではないかというふうに思っております。平成2年以降についてお話をさせていただきたいとは思いますが。

変更が余らないというような捉え方でいいのかというふうに思います。先ほども地図で説明をしましたが、滝谷川で4カ所、只見川2カ所、銀山川で1カ所、あとほか2カ所ということになっているわけですが、これはどう見ても何か偏っているように私は思うんですね。一級河川ですというのであれば、只見川だって一級河川なわけですよ。だから、もっと地点の見直しやそういった形でもっと偏りが少ないような形で見なければ私はいけないのではないかなというふうに思うんですけれども、その点について偏りがあるように感じるかどうか。これも町民課長、地図を見ながら率直な意見をお聞きしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

偏りがあるように感じるかというところですが、滝谷川4カ所については、測定地点が上流から琵琶首地内、黒沢地内、砂子原地内、小ノ川の小郷橋の下となっております。ここが

多いのは、地熱開発が行われたということでそれに関連して上流から下流までの検査となっており、4カ所と多くなっております。只見川2カ所については、麻生大橋の下とウグイの生息地でもあります魚淵になっております。銀山川については、上流に銀山があったというところで黒滝地内の橋の下で水質検査を行っております。そのほかの2カ所についてなんですけれども、こちらについては、湯八木沢の上新田橋の下が東川と滝谷川の合流地点となっておりますので、そこで検査をしております。もう1カ所が沢尻川で石坂集会所の下の川の検査になっておりまして、こちらについては産業廃棄物処理場に関連しての検査となっておりますので、偏りがあるとは感じておりません。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

偏りはないというふうに捉えているというお返事をいただきましたけれども、私は町民の生活環境の変化、これは集落の数であったり人口の増減であったり、そしてまた、企業の進出等によって河川への排出状況といったものが変化してくるわけですね。当然、計測地点や回数を変更しなければ、本来の河川の水質の把握にならないのではないかというふうに思いますけれども、その変更、今までずっと変更なしでやってきたということでもありますけれども、そういったところも考えてその点はいかがですか。どういうふうな考えでこれからのことを考えていますか。お聞きします。

○議長

町民課長。

○町民課長

これまで水質検査は毎年計画を策定してきておりまして、見直しというのはやってきていなかったところであります。何のために何を根拠にやっているのかというのをやはり考えていかなければならないので、議員おただしのように、企業の進出や町民の生活の環境が変わっているというところは私も感じているところでありますので、その状況の変化に応じてやはり水質検査の計画の見直しは必要と感じております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

見直しも必要だというようなところで共通的な意識を持っていただいたのかというふうに思います。さらに突き詰めて考えますと、只見川というのは、柳津町においても大小さまざまな河川が合流しています。そして、おのおのの河川の特徴、これはいろんな、先ほども町民課長からお話をいただきましたけれども、例えば銀山川であれば銀山がある、企業が新しく出れば排出がふえるというような、さまざまな河川の特徴を把握することによって見えてくるものというのも私はあるのではないかとこのように思います。こちらのパネルをまた見ていただきたいと思うんですが。

これは水道水、飲み水なんですが、水質基準は51項目あります。そして、その51項目の中に注意すべき11項目ということで、私が調べた中でピックアップをさせていただいた点がございまして。例えば、水道水の検査項目51項目の中で特に注意する11項目は、見ていただければわかると思うんですが、上の段のほうは31項目ありますけれども、下、11項目のほうを見ていただきたいと思います。カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、亜鉛、銅、ナトリウム、塩化物イオンというふうに、これをピックアップさせていただいたわけがございまして。これは、いずれも共通した点があって私がここをピックアップしたんですが、この色分けされたところ、ここですね。この部分。全て共通している部分というのは、当然、鉱山であったり、工場であったり、この点が必ず、この項目には注意してくださいよというような項目の注意点になっているわけがございまして。先ほど川の特徴を把握するというような考えの中でこの表、特に11項目について町民課長、そしてこれは建設課長のほうからも水道水ということで合わせて2名の方に、ぱっと見てどういった思いか、水道水の中にあつて。これは注意しなければいけないよと私は思うんですが、お二人の方の率直な意見をお聞きしたいと思っておりますので、お願いします。

○議長

町民課長。

○町民課長

自然の中にある物質以外に、事業所とかそういった事業関係から出てくる物質について多数あるというふうには感じられます。

以上です。

○議長

次に、建設課長。

○建設課長

私のほうも町民課長と同様に、銀の鉱山とかあったものですからそういったものや、あと工場の設置によって工場の排水については非常に重要かというふうに思っております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

私が説明をさせていただきましたけれども、こういった意味で工場とか鉱山というようなところは、水質に関しては大変敏感に関係しているように思われるわけであります。当然、こういった物質が検出されないように、町の水道というのは浄化されてきれいな水で皆様に供給をされているというふうに思っているわけではございますけれども、これは当然、先ほども説明しましたけれども、河川だけではありません。地下水においてもその規定対象になっております。町の水道水源、取水口、いわゆる町の水道の取り口及びその周辺については、どのように測定したり環境について判断をしたりしているかお聞きしたいと思います。町民課長をお願いします。

○議長

町民課長。

○町民課長

さきに町長が答弁したように、検査については9地点のみの実施となっておりますので、町水道水源の取水口やその周辺については測定検査はしておりません。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

やはり取り口、いわゆる大もとの水からいわゆる蛇口まできれいな水を供給するためというのであれば、やはり当然この周辺も私は水質管理すべきでないかというように思いますけれども、町長、やっていないということは、検査していないということはどういうことですか。町長、お聞きしたいですよ。

○議長

町長。

○町長

この件については、議員もおわかりのとおり、例えば工場誘致の場合、工場の規制がかなり厳しくなっております。従来の排出の方法よりも、かなり県の調査、そして指導というのが強化されております。その反面、排出されるものは、より安全なものを排出しているということでもあります。

ただ、今、町民課長が言ったように、例えば柳津で洪水がありました。そういうときには取水の状態のところにはきちんと検査はしております。そういった以外に、安全であるものに対して調査はしていないというのが現状でございます。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

調査はしていないということでもありますけれども、これはやはり安心、安全な水環境の保全、そして水道水を提供するための水質検査であるわけですよね。確かに洪水で川が濁りました、工場ができました。でも、工場の排出はきれいですよ。工場からの排出はきれいですよというのは、工場が排出して工場がきれいですよというだけではだめですよね。やはりこれは町でも管理するための水質検査なんですから。二重に三重に測定をしていくと。きれいな水をさらにきれいな水でおいしく飲んでいくということが、水の全ての根源の考え方ではないかなというふうに私は思うわけであります。

先ほどの話にもありましたけれども、かつて鉱山があった銀山川の川上や麻生大橋から竜蔵庵、いわゆる水道水の取り口付近までの区間においては、私はもっと箇所をふやすなり、変更するなりというふうな要望をしていきたいと思うんですが、測定について具体的にこちら辺にはやはりふやすべきではないかというような私の思いに対しては、どのような考えで今後されるか。お聞きしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

議員おただしのように、やはり排水ばかりではなく、取り入れるところにも目を向けていくべきというふうには考えております。もっと箇所をふやすべきではないかということですが、先ほども述べたように、町民の生活や企業の進出などによって状況は変わってきておりますので、見直しをしていくべきと考えております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

変更はできるということでありましてけれども、これは変更できると言われても、ではいつからなんだというような話にもなってきますので、これはすぐに対策をしていただきたいという要望なんですけれども、次回の水質調査というのはいつですか。

○議長

町民課長。

○町民課長

今回は8月となっております。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

8月からとなるとちょっと厳しいのかなというふうには思いますけれども、ぜひともしっかり対策をしていただいて、次回またはその次でも結構ですが、早目に水質調査についてはしっかり見直していただいて、安心であるということをやはり町民の皆様にとしっかりと訴えていただきたいというふうに思っております。水質検査については、これで以上にさせていただきますと思います。

続きまして、上水道の給水管、配水管の鉛管対策についてということでお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。これは建設課長のほうにお聞きしたいと思います。

まずは簡易水道、いわゆる柳津町で行っているのは上水道事業の中でも簡易水道ということで区分になっておりますけれども、この管理区分についての確認なんですけれどもよろしいでしょうか。水源から給水管まで一連の水道システムの管理区分としては、まず原水、いわゆる大もとから浄水場までが導水管、次に浄水場から配水池または配水場、ポンプ場までが送水管、そして配水池からメーターまでが配水管で、ここまでが自治体の管理分だというふうに考えております。そして、メーターから各家庭の室内までが給水管であり、これは個人管理分となるわけですが、これで認識としてはよろしいですか。

○議長

建設課長。

○建設課長

議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

ということは、先ほど町長の答弁によれば、町管理分については鉛管または鉛を使用した機器の使用の可能性はないというような答弁をいただきましたけれども、これは確かに町管理分についてはもうないよというような話ではあるとは思いますが、個人管理分となるとメーターから宅内ということになります。材質や建築、布設時期などを詳細に把握するのはかなり、正直言うと本当に厳しいことだと思います。それは承知の上であえて伺いたいと思いますけれども、建物の築年数や布設年数、そういった部分から鉛管の使用の可能性のある対象家屋の絞り込み、こういった形はできるのではないかと私は考えるんですけれども、これについてはどうお考えですか、建設課長。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

鉛管の使用の可能性や対象家屋の絞り込みということかと思えますけれども、建築年数につきましては固定資産台帳によりおおむね確認できるかと思われますので、対象家屋の絞り込みは可能かというふうに思っております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

絞り込みは可能であるということであれば、これはある自治体なんですけど、やはり築年数によって鉛管問題というのは大変健康被害があると、可能性があるというような捉え方をされておまして、そういった対象家屋の持ち主の方に注意喚起ということで文書をお出ししているというような自治体もあるわけです。これはやはりもうワンクッション、もうワンステップ前に出るという考えで、やはりこういった文書を個人宅のほうに注意喚起ということ

でお知らせをするということも私は可能なのではないかと思いますけれども。例えば、そういった意味の中で鉛管や鉛管の機器機材が民間の部分で使用された場合、それが確認された場合、町としてはどのように考えていますか。建設課長、お願いします。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

メーターから先の宅内に係る配管部分に関しましては、個人の財産ということになりますので、給水設備の布設がえを促すような対応をしてみたいというふうに思っております。以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

過去の例を見ますと、どうしてもやはり鉛管使用というのは、当然メーターの前後並びに台所に立ち上がりのところとか、そういった部分に多く使われているようなことであります。メーター交換であれば、当然その段階で前、後ろは確認できるかとは思いますが、やはり対応として、鉛管ということでもありますので、全国では水道局からの補助金等々もあるような地区もあります。さらに、町も一歩進めてそれに対しての助成、補助金、こういった部分をあわせてできないかというふうに私は考えているんですが、その辺の補助、助成ということで何かあれば、建設課長、お願いします。

○議長

建設課長。

○建設課長

ただいまのご質問の件でございますけれども、県の会津保健所のほうに確認しましたところ、県・国のほうで補助金というのは今のところないということでございますけれども、各自治体によっては補助金を出しているところもあるということでございます。町におきましては、当課建設班で補助金ということで住まいづくり支援事業補助金というものを出しております。その中で給排水管工事も対象となっておりますので、活用していただければというふうに思っております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

現在行われている住まいづくり補助金ということで、そちらのほうでこの水道関係、対応になっているということでもありますので、そういった部分、町のほうとしてはやはり注意喚起というところの部分で少し一歩進めていただければというふうに思っておりますので、そちらのほうはよろしくお願いをしたいと思います。

さらに、水質検査の項目で鉛の項目を含む水質基準を超える検査結果は出ていないというふうに町長が答弁をされましたけれども、この水質検査の水道水というのはどこから採取されましたか。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

採水箇所としましては、各給水区域内の集会所及び町有施設24カ所から毎月採取のほうをしているところでございます。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

24カ所からということでもありますけれども、可能性として、確かに今まで使って、鉛管の使用がない建物についての水質検査というのは、当然鉛は出ないわけです。使っていないんですから。ただ、築年数においては、使っている可能性があるお宅ということがないということはないという判断であれば、やはり実際にもう少し、古いお宅にお邪魔して個別に水質検査というものを私は実施してもいいのかなど。何件かピックアップをして水質検査をしてみるとということも、これはアクションとしてひとつ必要なのかなというふうに思うんですけども、そういった考えはございますか。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

建築年数が古くて鉛管を使用している可能性のある世帯に対しての水質検査の実施ということかと思えますけれども、町長の答弁にもありましたように、町の水質検査で水質基準を超えない限り安全であるというふうには考えておりますけれども、どのくらい鉛管を使用している可能性の家屋があるのか、また経費はどのくらいかかるのか、負担割合はどうするかというような課題がありますので、今後内部において協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

不特定多数の検査をなさいというような話であるわけでございます。大変だということのお答えだとは思いますが、さっきもお話ししましたけれども、やはり築年数である程度絞り込めるのであれば、ちょっとここら辺も蛇口に行って水道の水をいただいでくるということは、私はそんなに抵抗のない内容なのかなというふうに思っておりますので、これは前向きにひとつよろしくお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、鉛管対策ということで関連性がありますので管路、いわゆる水の管、水道の管について何点かお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

さて、水道の管というのは、管路というのは、大部分が当然のことながら地中埋設となっているわけでございます。それゆえ現況確認を容易にできないことがネックとなっております。しかし、近年では管路に使用される材質の進化によりまして、耐腐食性、耐震性が格段に向上しましたが、東日本大震災では257万戸、熊本地震では44万6,000戸が断水するなど、いまだ水道施設の耐震化はおくれていると言わざるを得ません。平成30年3月末で基幹的な管路の耐震性は39.3%、浄水場で29.1%、配水池で55.2%との全国のデータもあるわけでございます。

そこでお聞きしたいと思っておりますけれども、町としては、水道の管路の年度別延長というのはどのように把握をされているか。お聞きをしたいと思っております。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

現在のところ、管路の年度別の延長につきましては、管の布設当時の工事竣工資料でしか把握できないのが現状でございます。ただ、昨年12月に水道法の改正というものがございまして、令和4年9月までには水道台帳というものの整備が義務づけられたところでありますので、今後、その台帳整備の中で把握してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

水道台帳整備ということでいただきましたけれども、水道台帳というのは、もちろんデータの中に相当な部分で入ってはくるんだろうというふうには思っておりますけれども、今の段階でこんな内容の形で取りまとめたいというような、その台帳の内容をお聞かせ願えればと思いますけれども、いかがですか。

○議長

建設課長。

○建設課長

大変申しわけございません。台帳の中身につきましては、県のほうから通知が来ておりまして、今ほど申し上げた管をいつ使ったとか延長はどのくらいとか、そういったものも含めまして国のほうから通知が来ておりますので、そういったもので作成していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

台帳については、国からの指導ということで整備をしていただきたいと思っております。

管路について最終的に、最後なんです、水道システムということで全体的な布設割合というのが、布設については57%、維持については43%かかるということでありまして。維持については、水道料金とか受託工事収益等々が充てられているわけでございますけれども、今後ますます一般会計からの繰入金といったものがふえてくれば、これはやはり行政サービスの低下や未普及地区の不公平感、そして受益者負担の観点からも、水道料金の安易な上昇を

招きかねないのではないかというふうに思っておりますので、管路の適時更新、そして漏水対策ということで鉛管対策にもつながりますので、ライフラインの何ととっても水は筆頭でございます。水がなければやはり生活はできませんので、しっかりとそこをやっていただきたいというふうに思いますけれども、集中管理システムも当然整備されたわけでございます。集中管理システムにつきまして、現在運用ということでされているとは思いますが、その運用についてどんな状況かちょっとだけそこを触れていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、水道管の老朽化ということで過去5年間の漏水件数を調査してみました。5年間で55件ということで、年平均にすると11件という状況でございます。今年度におきましても、現在まで1件の水道管の破裂ということでありまして、管路の更新につきましては重要であるというふうに認識しているところでございます。

また、昨年完成しました水道の中央監視システムにつきましては、水道施設の故障とか異常というのが早期に発見できまして、いち早い対応が可能となっております。また、火災のときには、配水池の水の量といったものが瞬時にわかるようになっておりますので、消防担当のほうとも連絡を密にしまして非常に有効なシステムであるというふうに考えております。ということで、今後もそのシステムの活用とあわせまして、町民に安心して水が供給できるような対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

最後になります。建設課長と町民課長のほうにいろいろとお答えをいただきました。前向きなお答えもいただきました。改めまして今年度令和元年から課長になられたわけでございますので、そういった意味でも、水に対するこれからの自分の思いというか決意というような部分をお一人ずつお聞かせ願えればと思っておりますので、お願いします。

○議長

まず、町民課長。

水に対する思い。

○町民課長

今回の水質検査ばかりではなく、継続して行っている事業については、見直しをしないで継続しがちでありますので、状況の変化を捉えながら何を根拠に何のためにやっているのかというのをよく考えて事業のほうを進めていきたいと思えます。

水は、町民に対して大切なものでありますので、安心安全に生活できるように、水質の検査等については、見直し、改善を図っていききたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長

建設課長。

○建設課長

議員おただしのとおり、飲用水、水ということでございますけれども、ライフラインの筆頭ということでありますので、町民に安心して水が供給できるよう建設課としては今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、最後にさせていただきたいと思えます。今の決意ということで、今回私のご紹介したい言葉ということをお話をさせてもらって終わりにしたいと思えます。

最後になりますけれども、「上善如水」というこの4文字ですね。これは中国の思想家、老子の言葉を引用したわけでございます。どういった意味かと申しますと、よろしいでしょうか。上善は水のごとし。水はよく万物を利して争わず、衆人のにくむところにおる、ゆえに道にちかし。これはさまざまな解釈がございましてけれども、水の働きとその善なる本質、水は道に近いほどの価値を持ち万物の成長を助けるというような老子の言葉がございまして。町長、よく覚えておいてください。しっかりね、これね。水、大切ですから。

よろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって磯目泰彦君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで、暫時休議します。

再開は11時35分といたします。（午前11時25分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時35分）

◇

◇

◇

○議長

次に、田崎信二君の登壇を許します。

5番、田崎信二君。

○5番（登壇）

さきの通告のとおり、1点について質問させていただきます。

消防活動に関する町の考え方及び対応等についてということで2点ほどでございます。

まず、1点については、当町における火災等の発生経過の中で、各地区での施設整備や機器の設置状況はどのような状況か伺います。

2つ目といたしまして、消防団員不足は全国的に深刻化されている中、柳津町において団員確保等についてはどのような取り組みをしているのか伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。町長。

○町長（登壇）

それでは、5番、田崎信二議員のご質問にお答えをいたします。

柳津町の各地区での施設の整備、そして機器設置状況につきましては、防火水槽が第1分団で34基、第2分団で28基、第3分団、22基、第4分団、23基、第5分団で20基を設置しているところでございます。

現在、防火水槽設置につきましては、国の補助金と地方債を財源として計画的に設置をしております。今年度は、地区からの設置要望による設計委託を2基分やっております。そして、設置工事を柳ヶ丘地区、そして石坂地区の2基を予算措置しているところでございます。

また、小型動力ポンプにつきましては36台配備、ポンプ自動車につきましては2台、普通

積載車は4台、軽積載車については9台配備をして、今後も消防団と協議をしながら計画的に整備をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、町消防団員の確保につきましては、議員おただしのとおり、少子高齢化による若年層の減少、就業構造の変化など社会環境の変化によって、団員数は全国的にも減少しているところでございます。町においても、条例定数270名に対しまして234名の団員数となっております。今後も区長さん、消防団に対して広報等を通じながら団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、柳津町消防団設置等に関する条例では、町に勤務している者も加入できるようになっておりますので、町内の企業に対しても、柳津町消防団協力事業所表示証を交付するなど、消防団への加入促進の働きかけを行ってまいりたい、そのように思っています。あわせて、消防団OB、広域消防OB等の活用についても、近隣町村の運用状況等を調査しながら、現役消防団とのお互いの有効な活動につながるよう、町消防団、区長等と連絡をしながら今後も継続して協議を進めてまいりたい、そのように思っているところであります。

以上でございます。

○議長

これより再質問を許します。

5番、田崎信二君。

○5番

再質問に入るわけでございますが、私の消防に関する質問等については過去に質問した経過がございまして、また数年前については二、三の同僚議員からも質問されてございますが、実際にそれから何年か過ぎてございまして数字的にも変わってきている、現況も変わっているということでございますので、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、施設整備及び機器設置についてでございますが、先ほど町長のほうから防火水槽の管理状況ということでありましたが、昨年度設置工事分で私が委員会報告させていただきましたが、素人の考えで、例えば先ほど問題になっていましたマンホールふたの開閉に対することや水量状況についてということで、なぜこのような質問をするかといいますと、実際にマンホールのふたをあけてみて中を見たわけでございますが、とにかくあけるに対しての金具がなかったとか、実際に水が我々素人の考えでは入っていればいいのか、そういうことではないのかその辺。ただ、見た段階で物すごく満水状態であると。ふたをあけて、もうすれすれにまで入っていると。そういう状況で管理状況がいいのか。その辺を確認するために今回

質問をしているわけでございまして、また、これらに対して開閉するに当たっての金具も、緊急の場合どこにあけるような金具を設置してあるのか。その辺もやはりしっかりと町で指示なりをしているのかの質問でございまして。また、先ほど報告がありましたように、町全体で127基が設置済みでありますよということでございますが、これらについても管理状況とあわせてどのようになっているのか伺いたいと思います。例えば、各地区か町で管理しているのか、それについてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

それでは、お答えいたします。

防火水槽の管理ということでございます。管理につきましては、春・夏検閲のとき各分団、各地区で消防団の施設点検を実施しております。これにつきましては消火栓、また防火水槽についても管理しているところでございます。

先ほど議会、総務文教のほうの現地調査の報告がございました。マンホールのふたとあけるための金具ということでございましたが、これは地区の消防団の要請がございまして、鍵がなくてもあけられるような施設ということで、協議した結果、金具がないと。手であけられるようなマンホールになっているところでございます。

また、マンホールの色、先ほど赤べこのキャラクターというような形もございましたが、それについては、地区と協議しながら実施できるのではないかと考えているところでございます。

そのほか防火水槽につきましては、以上の形で地区の消防団、区長さん、あわせて協議しながら実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

マンホールについては、手であけられるようになっているんだということでしたが、実際、我々現場で立ち会ったときにはあけられないというようなことでございましたので、この対応については別に問題ありませんが、その辺しっかりとほつきりさせていただきたいと、こ

のように思います。

次に、機器設置ということで、いろいろ機器がありまして私が今回質問させていただくのは、火災警報器設置に関することでございます。数年前より、先ほど言いましたが、同僚議員等からも問われていると思いますが、新築住宅は2006年より義務化され、また2011年からは既存の住宅設置に対する義務化がされてございます。町の報告によりますと、平成29年11月9日から15日間に全世帯を対象にした調査では、対象世帯1,247戸に対しまして回答率88.7%とされ、設置率が78.7%の報告がありましたが、総務課長、間違いないでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

設置については、間違いございません。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

では、続けます。

それでは、逆に、未設置率がそうしますと21.3%という数値になるわけでございますが、その理由とされているのが、一番多いのがその他ということなんですよ。その他というのはいろいろ考えられると思うんですよね。実際、その他について町でその辺を把握しているのか。

その次、2番目にですが、知ってはいるが面倒くさいため購入していないと。また、その後が、警報器の設置義務について知らない等々が理由として挙げられているわけです。その後、調査期間より1年以上経過してございます。その間、町として調査対応についてどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

それでは、質問にお答えいたします。

火災報知機の設置につきましては、一昨年調査した状況でございます。町としても、やはり未設置の場合が多いということで今、100%を目指すためにはどうしたらいいかという形

で課内で相談しているところでございます。火災報知機につきましては、1台当たり数千円から居宅と連動式になった場合5,000円から1万円という経費がかかる状況でございます。アンケートした結果でございますが、設置できないという理由につきましてやはり金額がその当時高額だったものと、あと現在につきましては金額が安価になったという形もありまして、町としても今後、65歳の独居老人とかあとは所得の少ない方とか、いろいろそういう形を勘案しながら火災報知機の設置率を上げていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

今後100%にするにはどうするかということで、今、総務課長から答弁があったんですが、その前に各、具体的に地区別に報告、数字が上がっているわけなんですよ。この地区は何軒が設置しているのかという数字を見てもみると、とにかく町内、町うちになるわけですが、そこで住宅の密集している地区が柳津町全体で設置率が低いんですよ。これは私、資料を提供していただいてびっくりしました。万が一、火災が発生して類焼だなんていう場合は、1回にもう端から端までというか、大変、思い出するようなことで申しわけないというかあれなんです。昨年度ああいう、町内で火災が発生したわけでございますが。原因はどういう原因かわかりませんが、やはりその辺も念頭に置いて検討していただくことは、やはり町内を優先に考えていかなければいけないのかというふうに思われるのですが。

提案とさせていただきますが、先ほど100%を目指すということで、町が何らかの形で設置に対する助成を検討すべきではないでしょうかと私は考えられます。それで、簡単に試算しました。先ほどの総務課長の試算はかなり高価なものをやっているわけですが、多分10年前になるかと思うんですが、火災警報器、消防団を経由してやったんですが、調べてみますと、耐用年数というのが、電池が入っているわけなんです、あれがもう10年なんです、耐用年数。本体については、機械に自動試験機能というのがついていまして、故障警報が行われるまで使えるというふうになってはいますが、実際にはやはり電池と同じく10年ぐらいだろうというふうにメーカーのほうでは言われています。ですから、10年前にそういう設置を推進してきて、ちょうど今10年目になったんですよ。だから、今後どうなるのかなと。ですから、やはりそれを踏まえながら町で助成はどうですかと。

試算が、調べてみたら、5月1日あたりで大体1,266戸という世帯数が出ていまして、

警報器 1 つ約 1,500 円程度なんですよ。普通の単体の、安いと言ったら失礼ですが。それを 1,266 戸に計算しますと約、全体で 189 万 9,000 円ぐらい、ちょっと細かくなりますが、そのぐらいなんですよ。それを町として各 1 戸当たり助成してはどうなのかなど。そうすることによって、自動的に 100% 設置になるのではないかと。今まで設置している方については、2 個か 3 個か住宅に設置なるようになるわけです。本来、条例で言われているのは、各家庭 1 個ではないんですよ。各部屋、それから階段と。だから、最低でも 3 個はつける必要が出てくるわけですから、やはりそういう考えでもって町で何らかの検討する余地はないのか。その辺について、予算的な問題もありましようから、総務課長、答弁をお願いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えします。

議員おただしのおり、やはり 1 家庭に 1 個という形で考えているところでございます。品質につきましても、やはり日本消防協会という NS マークつきの消防検定機械を今想定しておりまして、やはり 1 個でなくて寝室、台所、階段という形で最低 3 個は必要になるのではないかという形で思っております。それにつきましては、世帯によって部屋数が違ったりという形もございますので、それは町のほうで補助ができるかどうか今、中身を調査しながら来年度とか早目に対応していくような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長

5 番、田崎信二君。

○5 番

来年なんて言っていないで、早急に対応するように。これは万が一のことですからね。それをお願いしたいと。

続いて、団員確保ですが、29 年に同じくやはり同僚議員から質問が出されているわけですが、先ほど来の報告では条例定数 270 名に対し当時は 238 名だったんですよ。今の報告ですと 234 名の団員数であるという報告でございまして、その後どのように経過内容が、再質問させていただきますが、なっているのか。

確保に当たっては、いろいろ町のほうでも苦労しまして、条例の改正等を行ったり、あらゆる策で検討していると考えられます。しかしながら、年々やはり減少傾向については、原

因というものは本当に何なのかと。ただ単に少子高齢化、それで済ませていいのか。

なお、消防団の役割については、常にやはり町長、団長等より町民の生命、身体及び財産を守り、安心して暮らしていける町の実現に重要な役割だとよく挨拶なんかで言われているわけですから、その辺の観点から今後具体的に考えていくのか伺いたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

消防団の約7割が会社員であるということでございます。少子高齢化、また、人が少なくなっている状況でございますが、消防団の加入促進のために、年2回は町長が町内の企業に挨拶回りをして消防団員の加入をお願いしているところでございます。また、年1回ではございますが、消防団長、会津地方振興局の職員、町消防の担当で商工会、また企業について訪問をしているところでございます。会社のほうにつきましても、やはり社会貢献という形で、消防団の活動につきましても賃金等、手当等につきましても減額のないような形で協力をしていただいているところでございます。

あわせて、消防団のOB、広域消防のOB等のノウハウ、あと、少なくなった分の人数につきましても消防団OB等の協力をいただきまして、有効に消防活動を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

今、答弁を聞いていますと、いろいろ対応されているということで安心しているわけですが、私が数年前にこういう件について触れたのは、やはり各企業に対して協力事業所表示証の交付ということでやっていますかと。うちの町はまだ取り組んでいませんよというような回答が出てきたわけで、先ほど町長の答弁の中ではやっていますよと。ですから、どのような表示証なのか、後ほど見せていただければ幸いです。

いろいろ事業所を歩いているんだということですが、実際何社ぐらい町内、それから町外まで足を運んでいるのか。その辺、わかる範囲でお聞かせ願いたいと。そういう場合に問題点があったら、どういう問題点が出ているのか、その辺についても伺いたいと。

時間、お昼になりますから、続けて質問させていただきますが、最後に団員不足というこ

とで、活動として前回の質問にも出ていましたが、各地区において団員不足や不在地区、団員がいないよという地区で発生している現状では、例えば火災が発生した場合、地元の人でやはり初期消火をしながら応援を待つというような対応の話が出ていました。そのためには、やはり地区ごとに数回の消火器での対応や水をはじく訓練等を地元の消防団員の協力を得て年1回程度は最低でも行うことが可能ではないかなと思います。そういうふうを考える中で、実際にやっている地区があるということですが、町のほうで何地区ぐらいがそういう訓練をやっているのか把握していますか。それが1点です。

あと、今後やはり消防団、それから区長さん方と協議しまして実施すべきではないのかというところで、私は提案させていただきたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

企業訪問ということにつきましては、3社から5社ぐらいを訪問しているところでございます。

また、初期消火ということが一番大切でございますので、各消防団がないところにつきましても、婦人消防団または消防団OBが消火訓練等を行っているところがございます。それにつきましては、今手元に資料がございませんので、箇所数については後ほど報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長

では、補足説明。

町長。

○町長

今の企業訪問であります。柳津町から行っている企業に関しましては、若松、坂下、そして地元と、その社長あるいは役員の皆様とお会いして消防団に対するご理解とご協力をお願いしております。

そして、まずもってやはり基本的なことは、減災・防災の観点からこのことについては必要に応じて対応していくと。これはスピード感を持ってやっていくというのは、減災にマッチして、そしてまた生命・財産を守るという観点から、この消防関係には力を入れていきたい。

あわせて、企業でもそうですが、我々のほうの集合住宅、今言ったようなその部分が、や

はり若い人が消防団に入っていない。そういった人たちをどのようにして理解をいただきながら消防団に入っていたか。その辺も我々、急務としてやっていきたい、そのように思っています。よろしくお願いします。

○議長

ただいま総務課長の答弁の中で、団員不在地区の初期消火についてはその地区のOBらに、それから婦人部、ご婦人の方によって対応していただいていると。その中で消火訓練等の実施についてどの程度の回数で行われているか、これについては、ただいま総務課長の手元に資料がないということでもありますので、これは後日、後日というよりもきょうじゅうにできればということではありますが、5番議員のほうに回答するということがいかがでしょうか。

(「はい、よろしいです」の声あり)

よろしいですか。それでは、5番、田崎信二君。

○5番

以上で終わります。

○議長

これをもって、田崎信二君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

これより休議いたします。

再開を13時といたします。(午後0時03分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

○議長

次に、岩淵清幸君の登壇を許します。

1番、岩淵清幸君。

○1番(登壇)

それでは、通告により質問いたします。

質問、教育長の基本方針について。

教育長の基本方針については、柳津町は人口3,500人に満たない小さな町で人口減少や少子高齢化の問題に悩まされている現状であります。そういった状況からか、昨年度は中学校

の統合という町教育行政の転換を迎えました。

しかしながら、町では、それぞれ特徴のある教育環境を整えて、柳津町やひいては県、国の将来を担える人材を育むべくしっかりした教育を実践していく必要があると考えております。その教育の長としての姿勢について質問いたします。

着任して2カ月余り、教育長として柳津町の現状についてまだ十分に把握できていない面もあるかと思いますが、新教育長としての学校教育に対する熱意や方針について伺います。

第1に、教育委員会の理想像とはどのようなものだと考えているか伺います。

第2に、学校教育のあるべき姿をどう考えているか。また、1人の人間が成長していく上で義務教育の9年間という時間はどのような位置づけにあるかと思っているか伺います。

第3に、教育委員会の事務は、学校教育のほか生涯学習・社会教育の振興や芸術文化の振興・文化財の保護、さらにスポーツの振興などが考えられますが、これらについての基本的な考え方を伺います。

第4に、現在の町教育委員会の所掌事務にはないのですが、町出身者の高校生や専門学校生、大学生について、将来の柳津町を担ってもらえるような働きかけを行う必要を感じていますが、どのような方法があるかと考えておられるか伺います。

以上、質問します。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

それでは、1番、岩淵清幸議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の教育委員会の理想像につきましては、本町の教育委員会が年齢、性別、職業などに偏りがなく、保護者も含まれ、望ましい構成になっておりますので、この教育委員会をしっかりと機能させることが教育長としての大きな責任の1つであるものと考えております。

特に、教育委員会の役割である教育行政を推進するために、地域の抱える課題をしっかりと捉え意思決定を的確に行うことを、教育委員、そして教育委員会事務局である学校教育アドバイザーを加えました教育課職員とともに推進できる教育委員会を理想としております。

4月には私を含めて教育課の5人中3人が異動等によりかわったことから、それぞれが質問し合い意見を交換し合いながら情報等を共有しております。組織的には、風通しがよく、町の教育課題を解決・改善していく教育委員会としての体制は整っておりますので、鋭意事

業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の「学校教育のあるべき姿と、1人の人間が成長していく上で義務教育9年間という時間はどのような位置づけにあると考えているのか」につきましては、学校は、子供たち一人一人に確かな学力をつけ、豊かな心やたくましい体を育てるところでありますので、授業を中心として教育活動を充実させることがまず必要だと考えております。

4月からの校長会議・教頭会議では、高校入試改革にもつながっている「主体的・対話的で、深い学び」を意識して、授業の充実・改善に努め、それを積み重ねるよう繰り返し指示伝達しております。子供たちが学校生活を送る中で一番多く時間を使っている授業で、わかる・できる体験ができなければ、知・徳・体をバランスよく育てられるはずがありません。幸いにして、町の3校ともに子供たちの学力や体力、心身の健康に関する課題を的確に把握しておりますので、ICT機器の活用を含め、授業の充実・改善に取り組むことができるように支援してまいります。

また、各学校の教育活動を支援する学校教育アドバイザーも3年前から配置させていただいており、今年度は、より成果を上げるために年度当初から学校へ訪問し、研修のあり方、学力や体力に関する調査結果の活用などに関して具体的な指導助言を行っております。今後、私自身も、学校を訪問して授業を初めとする教育活動の状況を確認し、必要な指導に努めてまいります。

さらに、教育活動をより充実させることで、小中学校の9年間を通じて社会的な自立に向け、1人の人間として、家族や地域社会の一員として、そして一国民として身につけなければならない基礎的・基本的な知識や技能、地域や国に誇りを持つ考え方を身につけることができるはずです。もちろん、小中学校ですので、柳津町の豊かな自然や文化的な環境の中で、同年代を中心とする多くの人たちとかかわることでこれらが身につくものだと考えております。

義務教育の9年間というものは、それまでの保育所等で身につけたことを踏まえ、その後の進路についての目標や夢を持つことができるように連続性も意識して教育活動に取り組むべき期間だと考えております。

3つ目の生涯学習・社会教育の振興や芸術文化の振興・文化財の保護、さらにスポーツの振興などについての基本的な考え方につきましては、直接担当している中央公民館・生涯学習班、美術館の職員を中心に今後も振興してまいります。

また、生涯学習・社会教育の振興、スポーツの振興につきましては、公民館や関係団体で

企画する講座、研修会、集い、大会などに多くの町民の皆様に参加していただいております。ただし、働き盛りの20歳代から50歳代までの公民館利用者が少ないことや、中高年男性が同世代の女性に比べて講座に参加していない傾向があるなど、課題もあります。これからも内容や方法、開催時間、頻度などをさらに工夫していく必要があると考えております。

なお、スポーツの振興につきましては、来年開催される東京オリンピック・パラリンピックに関連して、さまざまな世代がスポーツに親しむことができるような機会を町体育協会等の関係団体と連携しながら企画したいと考えております。

芸術文化の振興につきましては、斎藤清美術館に非常勤の館長を迎えることができましたので、学習施設としての位置づけでもある美術館の活用を図りながら、観光の面でも大きな役割が果たせるように、新館長の専門的な立場からの指導助言のもと美術館職員を中心にその活用を一層図ってまいります。

文化財の保護につきましては、国指定の奥之院弁天堂、ウグイ生息地を初め、県指定、町指定の文化財、さらには、有形登録文化財指定の申請を検討してきた遺産などが町内に多数あります。これらを児童生徒を初めとする町民の皆さんに広く知ってもらえるように、今後、町文化財保護審議会の皆様や関連する課・班の職員と連携して、その保護や活用などについて検討を重ね対応してまいりたいと考えております。

4つ目の「町出身の高校生や専門学校生、大学生に対し、将来の柳津町を担っていてもらうために必要な働きかけ等についてどんな方法や施策があるか」につきましては、議員ご指摘のように、教育委員会単独の取り組みでは不十分で他の課・班との連携が重要だと考えております。

教育委員会で学校の協力のもと行う現在の取り組みではありますが、町出身の高校生や専門学校生、大学生への働きかけに発展するものとしたしまして、各学校で行われているキャリア教育がそれに当たるものと考えております。会津柳津学園中学校で中学2年生が町内での職場体験を授業に取り入れて、町内で農業や工業、商業、観光業などさまざまな職業に従事する人たちに接し、直接町で働く方々の思い等を聞くことによって、柳津町のよさを再確認できる授業を取り入れており、町への思いが深まることによって将来につながる可能性が期待できるものと考えております。

また、小学6年生や中学1年生の授業では、柳津町について調べ、パンフレットにまとめ、町のよさを再認識することができる活動を行っております。さらに、小学6年生や中学3年生の修学旅行先では、町をPRする活動も行っております。小中学生の段階から町のよさを

実感する学習を積み重ねることで、将来、柳津町の住民として活躍することにつながる可能性が大きくなるものと願っております。

このような取り組みの中では、小中学校との連携が重要かつ不可欠であります。高校や専門学校、大学に在籍している生徒や学生については、同じくキャリア教育の一環として、進路の選択や受験に臨んだ体験などを中学生や小学生に話す機会を模索することも、町のよさを改めて認識してもらえればよい機会になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長

これより再質問を許します。

1番、岩淵清幸君。

○1番

いろいろ細部にわたりご答弁いただき、ありがとうございます。

それでは、学校教育関係について幾つか質問させていただきます。

1つ目でございますが、小学校のプログラミング学習ということが言われておまして、ここ数年、小学校の教科書はますます高度化されており、今年度からQRコードを利用したりタブレットを使用した授業が導入され、さらに、ことしはPCを使用したプログラミング学習が必修化されるなど、ますますデジタル化が進められようとしています。小さいときからPC等になじみその取り扱いの知識や技術を身につけることは、今後さらに進んでいくであろうAI、人工知能と言われるものですが、利用に対応できる技術者育成にも大いに貢献するものと確信しています。

その中で、先ほど触れました必修化ということでございますが、必修化であります教科ではないという捉え方だと。私がインターネットで調べたのでは教科ではないというふうな位置づけだと思うんですが、教科でないというのは、どのような位置づけであるのか。どんなふうにご考へているかお伺いしたいと思います。

もう一つは、その辺でどのくらいの時間数、こま割りと言ってもいいのかもしれませんが、どのくらい子供たちに対してそういう授業を受けさせるというのかをお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長

プログラミング教育についてのお尋ねでございますが、どの教科で実施するのかというようなことにつきましては、ICT機器の操作そのものを学習するような場面も考えられますし、教科の中で活用する場面も考えられると思いますので、現在、柳津・西山の両小学校におきましては、次年度からの完全実施に向けまして実施する教科等とか内容、時間等について現在検討を進めているところです。11月ごろから来年度の教育課程の編成が本格化しますので、各学校で適切に計画されるように今後の校長会議・教頭会議などで進捗状況等確認しまして、学校教育アドバイザーも含めまして必要な指導助言を行いたいというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長

では、どのくらいの時間という時間について。

教育長。

○教育長

大変失礼しました。

時間等につきましても、先ほど申し上げたとおり、次年度どのくらいの時間で学習することで効果が上がるのかを今年度中に検討する予定で、現在、両小学校とも検討している最中でございます。

以上です。

○議長

1番、岩淵清幸君。

○1番

実質は来年度からということでございますので、いろいろ検討を加えていただきたいと思っております。どの教科でどの学年で実施するのかというのを各学校に任されているというふうになっていると認識しておりますので、それぞれ検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

また、当然パソコンやタブレットを利用した授業がふえるということですので、1つ考えられるのが、特に生徒の目に対する影響、健康。最近の子供、眼鏡をかけている子供が多いと聞きますし、そういったことに対する影響をどう考えているのか。また、ブルーライト対策というか、あるいは家庭でもスマホやタブレットのゲーム機器とか、そういったものがかかり各家庭にもう普及されていると思いますが、それらに対する時間の制限や、あるいは、

それは家庭との連携も必要だと思いますが、時間制限がいいのかどうかも検討の必要があると思いますが、あるいはゲーム依存症などへの対策というか、そういったものもきっちり検討していかなければならないのではないかと考えておりますが、生徒への精神的なものも含めた健康に対する対策はどう考えているのかをお伺いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

PC、タブレットの使用につきましては、「主体的・対話的で、深い学び」を実現するために活用する機器であるというふうに思っております。1単位時間の中での一部の時間を使っての活用になるのではないかというように思います。それから、まだ教科等は決まっておりますが、限られた教科での使用になるのではないかというふうに考えております。

厚生労働省のガイドラインでは、PC等での作業時間が1時間を超えないようにとか、次の作業までに10分から15分の休憩をとるようにとか、1時間の作業の間に小休憩もとるようにという点がガイドラインに示されておりますので、このガイドラインに沿った形での使用になるのではないかと思いますので、具体的なブルーライト対策等の対応は現在のところ考えていない状況です。

ただ、家庭での長時間の使用等は十分に考えられますので、現在、毎月初めの1週間をメディアコントロール週間ということで、町のPTA連絡会の取り組みとしてメディアコントロールしましょう、長時間使わないようにしましょうという取り組みをしていますので、それについては、学校としてもしっかり働きかけていけるように指導してまいりたいというふうに思っております。

なお、こういう恵まれた環境ですから、遠くの緑を見るとかPC、タブレットを使用した後は目のグリグリ体操をしてみるとかというようなことを、養護教諭等と連携しまして各学校で行えるように指導助言したいと思っております。

以上です。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

まずは、生徒の健康というのはかなり大事なものでありまして、我々も老眼も進みながら目も悪くなっているという状況でございますので、まず子供の健康、よろしく指導をお願い

したいと思います。

次に、プログラミングから離れまして、道徳と。教科化ということで、たしか私が調べた限りでは、小学校では30年度から、中学校では今年度から道徳の教育が始まったというふうに思っておりますが、一体、「特別の教科 道徳」という言い方ですが、特別の教科とはどういう意味なのかと。もう一つは、道徳教育というのは、我々も昔あったんですが、どういう教育をするものというふうに考えているのか伺います。

○議長

教育長。

○教育長

「特別の教科 道徳」でございますが、道徳科が、他の教科と違いまして、さまざまな学問の成果を踏まえて学習するような中身ではないということで、子供たちの道徳性を養うという目標としまして位置づけられておりますので、特別の教科という言い方をしまして他の教科との役割分担といいますか、仕分けをしているような状況だと思えます。

それで、実際の中身なんですが、主として自分自身に関する事、それから、人とのかかわりに関すること、集団や社会とのかかわりに関すること、生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することということで、4つの視点から具体的な内容が決められています。従来の道徳教育との一番の違いは、いじめについての効果を何とか高めたいということで、今回の教科化に伴いまして、「個性の伸長」、「相互理解、寛容」、「公平、公正、社会正義」、「国際理解、国際親善」などの内容項目が追加されております。問題解決的な学習、実際にさまざまな問題場面を子供たちに提示しまして、子供たちが考えたり意見交換したりして自分の道徳性を養っていくというような学習、それから、体験学習なども積極的に取り入れまして行いたいということが道徳の教科化の大きな狙いです。

あと、教科書を使うということで、今までは副読本という資料を使っていたんですが、なかなかそれだと十分に活用されず、学校によって質に大きく差が出てしまうようなことがあります。同じ教科書を使って35時間しっかり授業をやって子供たちの道徳性を高める、そのような効果が期待できるのではないかと考えて設定されている教科でございます。

以上です。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

先ほど触れましたが、我々の時代にも道徳という科があつて、当時は名作と言われた小説とか、そういったもののいろんな抜粋文章が載っていて、このときにこの主人公はどういう心の動きをしたのかなどというような教育だったというふうに記憶していますが、名前は同じですけども、随分さま変わりしてくるのだなというふうには思いました。

また、いじめ問題と。そもそものきっかけが大津市でしたか、どこかのいじめ問題がきっかけでこれが出てきたというふうに聞いておりますが、これによって、柳津町では現在ないとは確信しておりますが、そういういじめ問題の抑制ということに大きな期待が持てるのではないかというふうに考えておりますので、実際、学校の先生方にも教育委員会としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほど教育長の答弁にありましたが、35時間というこまが中学校、与えられているので、なかなかこの負担というか、そういった部分も出てくると思います。また、この後で触れますが英語教育もふえてきていると。これも必修だということがあつて、だんだんこま数がふえていくのかなというふうなことも考えられまして、その辺の時間割についても、こまをどう割いていくのか。何を縮小していくのか。あるいは、夏休みが少なくなるのか。いろいろ問題があると思いますが、この辺はまとめて小学校の英語教育が終わった段階でまた質問させていただきます。

ちょっと新聞、切り抜きを私、忘れてきたというか、ちょっとあれだったんですが、道徳教育の評価方法についてということで、小学教師の76.9%の方が評価が難しいと答えた調査があるという報道があつたわけです。私もその部分の切り抜きをちょっと忘れてきたので、いつのというのは言えないので申しわけないんですが。簡単に言えば、数値をつけにくいと。数学や国語みたく当たりだ、外れだという形ではないので、数値をつけにくいという部分は確かに考えられるわけで。さらに、そういうことによって、先生個人の好みというか、そういう気に入った回答をいただいた生徒のほうが点数が高く出るとかというようなことがあるのではないかという心配もあるわけですが、それについて。また、ほかの人との比較、長所ではなくて欠点が出てきたりすると、子供に対する影響はどうかという思いもしているわけです。それで、この教科に対しての評価ですが、1人の先生ではなく、あるいは複数の人の先生の合議による評価というような位置づけというか、そういう形はできないのかお伺いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

特別の教科 道徳の評価についてでございますが、今、議員からお話があったとおり、この評価につきましては、他と比較する相対評価ではなくて、その子がどう成長してきたかを積極的に受けとめて励ます個人内評価で記述式で行われる予定でございます。実際に行われていると思います。

この評価に関しましては、児童生徒の学習の状況をしっかり把握するというところで、道徳の授業を実際に担当している教員が担当するのが妥当かと思っております。道徳性に関する考え方や言動などの成長の様子なんかで、この子がこんなふうになったんだよねなんていうことを職員室で話題にすることで、ほかの先生からそうだねとか、いや、こんな違う面もあるよなんていうアドバイスをもらうことはできると思いますが、合議制というのは考えにくいかなというふうに思っております。ただ、より妥当性のある評価をするために、好みで評価するというようなことは決してあってはならないのですが、そうならないために教員と児童生徒との望ましい関係を築いていくことがやはり不可欠かというふうに思います。学級づくりをしっかりとやまして子供とよりよい関係、子供が何でも担任または担当教員に話してくれるような雰囲気づくりをしまして、そういう支持的な雰囲気づくりの中で評価を行うのが妥当ではないかというふうに考える次第です。

以上です。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

合議は難しいということでございますが、冷静なというかそういう、もちろん3とか4とか5とかという数字での評価ではないわけでございますので、ぜひ冷静な判断のできる、あるいは成長を評価するような、そういう評価の仕方というのをぜひお願いしたいと思います。

次に、英語教育ということでございます。小学校の英語教育ですが、東京オリンピックの開催ということも来年ですがありまして外国人観光客や、日本にもかなり多くやってくるし、柳津町にも台湾からの観光客なんかを中心に外国人の姿が目につくようになっております。また、社会でのグローバル化の波が大きく、2020年度から小学校5年生・6年生の授業に英語が教科化されることになったわけです。年間70時間程度というふうに言われていますが、すると約週2時間と。2こまという言い方ですか。それで、先ほどの道徳を入れると3こま

ということになると。

新聞ですが、2018年度に小中学校が立てた授業計画についての報道があって、いわゆる標準超えが9割だということがありまして、そういう英語や道徳の教科のために総合的な学習の時間を縮減したのは23.6から24.3%、夏休みが8月31日より前に終わる公立小が54%、公立中が58.1%と。総日数では35日以下が小中学校で31から34%というような報道が出ています。柳津町でも、当然こま数がふえた分、先生の負担がふえるのか。子供の負担ももちろんふえるわけですけども。どこかでこま割りしなければいけないというのは現実なわけございまして、この辺の考え方をどういうふうに持ってらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

現在、柳津町の小中学校は、いずれも学習指導要領に示されました標準時数、こま数で年間の指導計画を作成しております。学年ごとに示された週当たりの基準のこま数があるんですけども。例えば、小学1年で25こまで4年生以上は29こまになるんですが、これで計算しますと、学校行事とか児童会とか生徒会活動、クラブ活動などを行っても、学年によって差はありますが、十数時間から数十時間の余裕の時間が生まれる計算になります。道徳に関しましては、もともと道徳科ではなかったんですが35時間の時間をとっておりましたので、増加にはなりません。この時間は余裕の時間なんですが、学校行事の準備や練習の時間として、または、児童生徒の学習の状況に合わせて必要に応じて教科の指導の時間として上乗せして活用するようなことになっております。また、インフルエンザとか台風等の接近によりまして臨時休業した場合には、それを補うような時間として標準時数、時間数を下回らないようにするためにも使われている時間でございます。

本町の小中学校でも、年間の教科の指導の時間数は、教科等で多少ばらつきはあるんですが、計画を超えて実施したという報告を受けています。計画は標準の時数で計画を立てているんですが、子供たちの学習状況に合わせて国語は3時間プラスになったとか、算数・数学が2時間ふえたとか、そのような報告を毎年受けているような状況です。年間指導計画は、標準時間数に合わせて作成して、児童生徒の学習状況に合わせて標準時間数を上回って実施しているのが現状でございます。

そのような現状を踏まえまして、先ほど議員からご指摘がありました英語の授業は一体どうなるんだというようなことなんですが、今年度は移行期間なので柳津小・西山小の両小学

校では3・4年生で25時間の外国語活動を行っております。5・6年生は60時間、外国語、英語の授業を行っております。今年度は10連休もあって授業日数が200日前後ということで少なかったんですが、次年度はもうちょっと授業の日数がふえます。さらに、6時間目を必要に応じてふやすことで授業時間を確保していけるのではないかとというふうに両小学校の校長は申しております。

次年度からは3・4年生、5・6年生ともに10時間ずつ授業がふえるんですが、先ほど申し上げた余裕の時間、余剰の時間をうまく活用しまして、何とか今年度と同じような対応で授業時数が確保できるような見通しです。

以上です。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

道徳に関しては、私の認識不足で申しわけありませんでした。既に教科ではないけれども実施しているということで、これはふえる分に入らないということでございますので、これだけ申しわけありませんでした。

もちろん国の方針であったりしているわけで、なかなか難しい部分はあると思いますが、余り子供たちの負担、あるいは教師の負担がふえないようにというふうに思っております。

これはことしの4月18日の報道ですが、文科大臣から小学校に教科担任制を導入の諮問というような報道がありましたが、これについては、まだまだ実際現場に落ちてくるのは数年、あるいは二、三年先になろうかと思いますが、これらについて既に検討に入る可能性もありますので、あるいは、どこか実施しているところもあるような報道もたしか、数%ですけれどもあったというふうに認識しておりますが、中学校は当然教科担任制ですけれども、小学校の教科担任制ということに対する認識をどのように持ってらっしゃるかお伺いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

小学校の教科担任制でございますが、中学校へのスムーズな接続、中1ギャップをなくすというようなことで、小学校の5・6年生で導入してはどうかというような考え方があります。もし可能であれば、そういうような形になればいいと思うんですが、何といたっても予算が絡む問題で、人員の増加等が必要になってくるのではないかとというふうに思っております。

今後、柴山文科大臣が中央教育審議会に諮問した段階でございますので、しっかり注視していきたいというふうに思っています。兵庫県とか福島県も一部なんですけどそういう形で実施したいということで、1人プラスの教員を学校に配置しまして担当するというようなことも始まっていますが、なかなか多くの学校に広がるような状況ではありません。福島県の動向についても、しっかり注目していきたいというふうに思っている段階です。

あと、先ほどご質問のあった外国語の実施に関連しまして、中学校の教員を小学校の専科教員としまして、教科担当としまして配置する動きもやっと始まったところなので、現在、会津地方で大規模小学校3校だけ、若松に2校、会津坂下に1校、配置されているようですが、その方は幾つかの学校をまたいでやっているような形で、実際の教科担任とはちょっと違う形なので、これについても、今後どういうふうな動きになるか、しっかり情報を得て対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

教科担任と申しましても、では具体的にどんな教科が必要かというふうに考えていると、当然英語というのは入ってくるんだろうと思いますが、それ以外にも可能性としては音楽とか美術とか美術関係、小学校ですと美術というのは今、教科としてあるんですけどか。（「図工があります」の声あり）図工ですね。ちょっと年をとって忘れまして、その辺は覚えてませんので。図工ですね。そういうものとか考えられる教科があると思うんですが、現在、一番可能性があるものとしては、数学、英語ということでの認識でよろしいんでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

そうですね、教科担任の枠として、専科教員と小学校では呼ぶんですが、英語がそれに当たるといいなというふうに思っている学校は多いのではないかと思います。ただ、専科教員ということであれば、担任していない教員がいる学校では理科を専門に持ったり、音楽を持ったり、議員からご指摘があったとおり図工を担当したりするような教員がおりますので、やはり専門的な知識が必要な教科は、専門家が指導するのが一番いいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

なかなかね、進めていけばいくほど中学校と同じような教科担任制度が必要かなというふうになってしまいますと、特に小学校の低学年なんかは戸惑いが大きいのかなというふうに思いますので。この辺も答申が出ないうちにあれこれ言うのも何でしょうけれども、学校あるいは地区によっては進めているところもあるというのを参考にして、将来の姿も今から検討しておくのも無駄ではないのかなというふうに考えておりますので、よろしく願います。

あと、英語教育に関してですが、これまた新聞ですけれども、3月27日の民報ですが「にわか仕込みで本番へ」というような大きな見出しで出ていまして、大多数の教員が無免許のまま正式教科を教える状況だと。小学校教員のうち中高の英語免許の所有者は5.4%にとどまるというような報道があって、結局、指導力不足も含めてなかなか対応が難しいのかなというふうに思っております。実際に、では柳津町の両小学校では今、先生が何人かいらっしゃいますが、それぞれどの程度の英語教育を、英語の免許を持っておられるのかお伺いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

現在、柳津の両小学校には、柳津小学校に2名、西山小学校に1名、英語の教員免許を持っている教員がおります。

ただ、先ほどおっしゃいましたように、無免許での指導みたいな形になってしまわないように、現在、県の教育委員会が中心になりまして研修を行いまして、どういう指導ができるのかというようなことを、当然、苦手な教員もいますので、英語指導助手、ALTなどとの連携で行う授業とか、英語の得意な教員と行う授業などを含めまして今、実際によりよい指導ができるような研修を行っているところです。

本町に関しましても今年度、中学校の英語の教員2人おりますので、その2人に小学校に来てもらって授業を見てもらったり、一緒に授業に参加してもらって指導法についてアドバイスを受けたりするような、実際にやりながら進める研修を計画しております。町の教育研

研究会の担当部会でいろいろ検討しておりますので、ぜひ機会があったら学校にお出かけいただいで授業を見ていただければありがたいというふうに思う次第です。

以上です。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

ありがとうございます。ALT、柳津にもいらっしゃいますし、新聞報道のように、「教師の疲弊による悪影響が大きい」などというふうに報道になっていますので、この辺何とかならないように、子供たちも、余り小さいうちから英語とか無理強いすると英語に対する嫌悪感が増してしまうという悪い影響も出かねませんので、本当に特に気をつけて幼児教育と言っていていわかりませんが小学校低学年の、あるいは高学年でもそうですけれども、そういった教育に対する姿勢をぜひ守ってというか重要視していただきたいと思います。

小学校に関しては一応とりあえずこれで終わらせていただきますが、では、中学校の部活動について一、二点ご質問します。

中学校の部活動は、体力の向上やスポーツマンシップの醸成など、身体面ばかりでなく精神面の発達にも大きく貢献して、あるいは、チームワークや他人との協調性とかそういったものに対してもすごく重要な役割を担っているというふうに考えておりますが、現在、柳津の部活動の状況について、どういう部活があり、どの程度の人間が参加しているのか。どの生徒が参加しているのか。あるいは、常設の部でなくても臨時で部が創設されることもあるように聞いておりますので、その辺の状況についてわかる範囲でお教えいただきたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

会津柳津学園中学校につきましては、生徒全員がスポーツの部活である運動部に所属しております。バレーの男女、ソフトテニスの男女、それから特設の陸上部、特設の駅伝部などの活動を積極的に取り組んでいるところです。

大変失礼しました。それから、バドミントンも一生懸命やっている部活の中身でございます。全員が参加しているということで、当然運動が余り得意でない生徒もいると思います。それに関しましては、顧問を複数配置することで、技術指導だけではなくて生涯スポーツの

観点で運動の楽しさや大切さについて個別指導できるような体制をつくっているということ
でございます。

以上です。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

わかりました。私も余り得意でなかったものですから、無理強いされると嫌になると。先
ほどの英語のことと同じような話になりますが、そういうこともありますので、ぜひ気をつ
けていただきたい部分があると思いますが。

もう一つは、その部活において、音楽、合唱部というのは私らもいろいろ発表とか聞いた
ことがありますが、それ以外の例えば文化に関する部活動というのは、現在どのような状況
になっているかお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

実際にやりたいことの生徒がいるときには対応できるような体制は整っているらしいんで
すが、実際に全員が運動部に所属ということで、所属するような子供たちはまだいない状況
なので、そういう子供たちがいる場合には適切に対応するように私のほうからも働きかけた
と思います。

以上です。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

わかりました。無理に生徒の負担を増やすという必要はないわけで、子供たちのほうから
希望がなければそれはそれでというふうには思っていますが。

ただ、先ほどのスポーツに関する部活の中でも、柳津はスポーツ振興のまちということで
標榜しておりまして、福島県の縦断駅伝大会にも当初から連続出場を果たしているわけでご
ざいます。しかしながら、その駅伝大会も一般の社会人の当然出場する区間でも、いなくて
中学校の生徒が出ているというような現状でございます。去年は敢闘賞をいただいたわけで
すが、それも低いところからちょっと上がったという程度の、程度とは大変失礼ですが、大

変喜ばしいことではあったんですが、そういうわけで、まだ上位のほうに行くにはまだまだほど遠いと。

それというのも、柳津学園中学校の昨年度、一昨年度の全会津の中中学校駅伝大会における成績も、全43チーム中、三十七位、八位、九位というようなところで、なかなか伸びていないというふうに感じています。これはなかなか陸上を指導する顧問の先生がいらっしゃらないのかなというふうに考えるわけです。なかなか決められた枠の中で難しい大変な作業だとは思いますが、いろんなバドミントンやバレーボール、あるいはソフトテニスという部活動のウォーミングアップ時に、校庭何周か走ってウォーミングアップするとか、そういったことを取り入れる、あるいは、そういったことの陸上の指導できる先生を招聘するというようなことによって、この辺の成績も上がっていくのではないかなというふうに考えますので、この辺の考え方について一言お願いしたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

ご存じのように、小中学校は学級数で配置される教員数が決まります。中学校につきましては、担当教科で人事異動を行いますので、部活動指導に特化した人事異動はかなり難しい状況です。ただ、そういう中でも、人事会議の際には校長と綿密に打ち合わせしまして、必要なことについては県の教育委員会に対しまして要望をしていきたいというふうに思っております。例えばなんですけど、陸上の指導ができて他の教科の免許を持っているなんていう方がいらっしゃればそれにこしたことはないんですが、なかなか難しいのが現状かというふうに思っております。

ただ、走ることに関する指導では、県の特別非常勤講師制度がありまして、教員免許を持っていなくても専門家を学校の指導に招くことが可能ですので、これも校長と十分に相談の上、対応しなくてはいけないんですが、必要に応じてそういう対応を講じたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

ありがとうございます。

小学校、中学校の問題に関しては最後、この後、高等教育の部分を少し残しておりますが、最後になりますが、現在、先ほどの答弁書にもありましたが、子供たち一人一人に確かな学力をつけ豊かな心やたくましい体を育てるところで、授業を中心として教育活動を実施している。さらに、いろいろ答弁書の中ではありますが、学校教育アドバイザーもことし3年目です。具体的な指導助言も行っているというようなことでございます。小学校、中学校の教育も充実しているというふうに考えておりますが、柳津では余り大きな声では聞こえませんが、都会のほうでは塾というようなこともかなり聞こえてくることでございますが、例えば柳津の小学校、中学校に通って現在勉強していて、塾に通わなければ希望する高校に入学できないというような状況では決してないと思っておりますが、この辺、塾の必要性というか、そういったことに関してはどのような考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

子供たち一人一人に学力をしっかり定着させて向上させるのは、学校としての大きな責任のある教育活動の根幹であるというふうに思っております。子供たちの学習状況を的確に捉えまして、休み時間とか放課後、それから長期休業中、部活に来たときにちょっと時間とってというような形になるかと思うんですが、そういう時間を活用して必要に応じて子供たちに必要な、それぞれの子供に必要な補完指導をしっかりやはり学校でやらなければいけないのではないかというふうに思っております。

教育委員会としましても、学校の取り組みをしっかりサポートしていきたいというふうに思っております。学校教育アドバイザーだけではなく、私も、学校に出向いて子供たち一人一人の学力向上に関して具体的なアドバイスができればというふうに思っております。

塾に関しましては、現在、町民センターを使いまして火曜日と木曜日、珠算教室を中心にした塾が開設されておまして、珠算だけではなくて国語、算数、数学、英語の学習も教えているということです。必要に応じて活用することも考えていただく部分もあるかというふうに思っております。現在、本町の小学生14名、中学生6名、高校生1名がそこで学習しているということです。必要などときにはそういう民間の塾を活用することも考えていただくようになるかというふうに思っております。

以上です。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

基本的には学校でということが一番重要な考えであって、もちろんそれが当たり前でありますし、そういう考えがなければ学校教育は何だという話になってしまいますので、ぜひ小中学校の授業も充実させていただきたいと思います。

次ですが、高等教育を受けている子供たちへのアプローチということでございますが、町には高校はないわけでありまして、坂下町や金山町、美里町、さらには会津若松市や喜多方市ということでかなりの時間、通学時間がかかりになります。喜多方の場合は特にバスも利用しないといけないというようなことで、なかなか父兄の負担も大変だと。さらに、生徒ももちろんその時間、なかなか大変と。さらに、駅に来るまでの時間もあるよということで、柳津、郷戸、滝谷、坂本という駅が多分柳津の各地区では最寄り駅として利用しているんだろうと思いますが、それまでの足がなかなか大変でございます、例えば、父親が勤めていてその時間ちょうどいいよってというような家庭も中にはあるんだろうと思いますが、なかなか少ないと思われます。そういった部分も考えるとどうしようもなく、下宿しているような生徒もあるんだろうと思います。この辺のところに対する、町としてどうアプローチするかということが、私も考えているわけですが、実は、教育委員会の所掌事務の中に高校生とかいう文言は入ってきていないですよ、ほとんど。唯一奨学金の部分が入るだけで、ここが全然ノータッチというか、高校生や短大生あるいは会津大学を含めると大学に通える生徒もいるわけですが、この子供たちに対する町としての助成というか、手を差し伸べるというか、そういった手段がなかなかないと。

これに対して、先ほど答弁書の中でもいろんなキャリア教育とかということで答弁があったわけですが、それも含めながら、家計の負担をどう軽減していくかということは、教育委員会の所掌ではありませんが、高校生と現在の中学生、小学生との交流を深めるようなこととかいうことによって、同年代を中心とした多くの人たちとのかかわりというような答弁もありましたが、この辺も踏まえると、高校生に対してもそういう、夏休みとか利用して部活の指導とかそういったことも踏まえて、高校生にとっては下級生というか後輩でしょうが、そういった人との付き合いも深めながら、地域の人との交流も深めながら、町への愛着心を養っていただきたいという考え方が私にはありまして、そういう高校生に対するアプローチについてはどういうふうを考えているかお伺いします。

○議長

教育長。

○教育長

高校生の通学の支援等に関しましては、教育委員会だけではなかなか判断しかねる部分もございますので、議員からお話あったことにつきましては、今後検討を進めていきたいというふうに思っております。

最後にお話があった中学生、小学生との交流ですが、小学校、中学校ともに機会があれば高校生とか専門学校生とか大学生の話を聞く機会を設けたいというような前向きな考え方をしてもらっているところです。実際に行う時期とか時間など、当然、学生として就学しているわけなので制限はあると思いますが、可能であれば実現に向けて具体的に対応を進めてまいりたいというように思っております。

ただ、部活動の指導に関しましては、けがの問題とか責任問題とか多少出てくると思うので、一緒に練習するというような形だと可能かというふうには思っておりますので、これについても少しお時間いただいて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長

1 番、岩渕清幸君。

○1 番

ありがとうございました。

次は、今のことに関して総務課長にお伺いしたい。というのは、触れましたが、条例の中で高校生を対象にしたような所掌が、総務課にもないし教育委員会にもないよということで、あの辺の条例をもう少し見直していくと。条例改正というか、その所掌事務をではどこかでというか、高校生に対する、あるいは高等教育を受けている生徒に対するところをどこで主体的に所掌するのかというようなことについて、条例の改正とかそういったことに対する考え方は、総務課長、どんなふうに考えていますか。

○議長

総務課長も町民課長もというようなことになるんでしょうか。（「そうですね、はい」の声あり）

では、代表して総務課長。

○総務課長

やはり役場全体で課を含めて、今までにないようなことでございますので、中身について

はどういうことができるかということを見直すことはあるかと思しますので。条例についても中身を見直しまして、昨年からの機構改革についてもことしの課題になっておりますので、そういうものを含めて課内、庁内の中で見直していきたいと思ひます。

以上です。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

ぜひ機構改革も含めた中で検討を加えていただきたいというふうを考えております。

第3の一般質問に上がっておりました学校教育以外の部門、文化財の保護とか生涯学習とかということに関しては、私の質問時間があと10分弱になってしまいましたので、また改めて質問できる機会を設けたいと思ひます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

これをもって、岩淵清幸君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開は14時15分といたします。（午後2時03分）

○議長

議事を再開いたします。（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

○議長

次に、伊藤 純君の登壇を許します。

3 番、伊藤 純君。

○3 番（登壇）

それでは、さきの通告によりまして質問をいたします。

町内各地区の水不足の現況について。

1、大成沢地区の水源を利用している地区について各対策を講じてきておりますが、現在の進捗状況はどうなっているのか伺います。

2、飯谷（麻生）地区の水不足について、どの程度情報を把握しているのか。また、生活

用水に関しては、現在は不便を感じていないということではありますが、今現在、水不足のために消火栓が使用できないとのことでもあります。緊急事態が発生した場合、どのように対応するのか具体的に考えているのか伺います。

3、その他、各地区の現況について、現時点で水不足の情報が入っているのかをお伺いします。

以上、質問いたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、3番、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の大成沢地区における進捗状況についてでございますが、昨年、大成沢地区と芋小屋地区、胃中地区に給水している大成沢水源において水不足が発生し、水源の水不足解消のために膜ろ過器を取りつけ、現在は水不足が発生することなく稼働しているところでございます。現在の進捗状況でございますが、水源の候補地の選定が終わり、水量及び水質等の水源調査を発注したところでございます。

次に、2点目の麻生地区の現状につきましては、5月1日に麻生地区に送配水を行っているポンプの故障によって家庭及び配水池への送水ができなくなり、同程度のポンプと交換を行い、生活用水に不便なく使用できるまで回復をしております。今後の復旧につきましては、今回の6月議会定例会において補正予算を計上させていただいたところではありますが、ポンプ及び施設改良を行いお盆前には復旧させたいと、そのような考えを持っているところでございます。

また、議員ご指摘の緊急事態発生時の対応につきましては、地区の40トン級の防火水槽が2基整備されております。これはあくまでも雪のないときのこととありますので、冬場はこれと違った対応をしていかなければならないと、そのように思っています。それでも不足する場合には、只見川からくみ上げをすることにより対応できるものと考えております。

次に、3点目の各地区の現況について深刻な水不足の情報が入っているかの質問でございますが、今のところ水不足の情報は入ってきておりません。しかし、今後渇水期に入りますので、節水を呼びかけるとともに各地区に情報提供を求め、水道管理に不測の事態が発生しないよう対応してまいりたい、そのように考えております。

○議長

これより再質問を許します。

3番、伊藤 純君。

○3番

それでは、再質問をさせていただきます。

大成沢の地区の水源であります。芋小屋地区と冑中地区に膜ろ過器を取りつけて、現在では水不足が発生していないということでもありますけれども、ことしについては、節水対策というのは必要ないのか。大変小さいお子さんがいる家庭なんかは、本当に昨年も多分随分節水してもらっている状態だと思いますけれども、ことしに関しては節水はしなくていいのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

ただいまのご質問でございますけれども、節水の対策が必要ないのかというご質問でございますが、現在の状況を申し上げますと、現在におきましてはもともとある水源からの水を利用している状況でありまして、仮設で引いている水については現在も水のほうは使える状況にはありますので、万が一、源泉の水が減ってきた場合にはその仮設の水で対応できるものと思っております。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

では、ことしはそんなに節水はしなくても済むという、現時点では、ということといいと。それから、それこそ水源の候補地の選定ということで水源調査を発注したということでもありますけれども、今、水源調査を発注したところでもありますけれども、水量とか水質はどんなものか、現時点でわかっている分だけでも結構ですので、確認したいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

水源の候補地の選定が終わったということでもありますけれども、現在、発注はしておりま

すが、発注した中で水量、また水質については調査することになります。今後の計画なんですけれども、約1年ほどかけてそういった調査を実施していくようになります。その後、安定的な湧水が確認できれば、県の認可を受けて工事というふうになりますので、順調にいけば令和2年度中には工事が完了するものと考えております。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

確かに発注して時間は多分かかるとは思いますけれども、県のほうでは最優先的に大成沢地区を考えているということであるんでしょうから、もうちょっと早く対応していただけないかなというのが私の要望でもありますし、これは皆さん、町の要望でもあると思いますので、それこそ県にもう少し働きかけて、もう少し何とか早くできないですかというようなことも必要になってくるとは思いますので、その辺の対応を課長によろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、麻生地区の水不足の問題ですけれども、先般、麻生地区の区長さんとお話しする機会がございまして、それこそ水不足に、生活用水については現在では不便は来していないと。ただ、そのポンプが壊れたらしくて、答弁にもありますけれども、ポンプを交換して今、生活用水には不便はないんだというようなことをお聞きしました。ただ、麻生地区に消火栓が2基ありますね。その消火栓が水不足で使えないんだというようなことを聞いておりました。それから、40トン級の防火水槽も2基整備されております。

それで、先ほど町長の答弁がありました、冬場の対策としてはもう少し考えていかなければならないのではないかとはい思います。緊急時に、例えば麻生地区の中心から只見川までホースを延ばすとした場合、何メートル必要なのかとかホースが何本必要なのかというのは、それこそ地区の区長さんとか、あるいは消防団員の方も何名か麻生地区にはいらっしゃるでしょうから、そういう方たちと住民の方と緊急時の対応について、町だけの考えではなくて、事前に打ち合わせていく必要があるのではないかと考えておりますが。私も昨年とことしと災害現場に立ち会っておりました。ただ、やはり水源が本当に足りないというのは実感しておりました。あってはならないんですけれども、やはり予防に周知徹底するということも必要でしょうけれども、やはり緊急事態が起きた場合には、スピード感を持って対処できるような事前の打ち合わせというのは必要ではないかというのでも考えております。

それで、これは総務課長のほうになるのかと思いますけれども、そういう緊急事態に合わせて打ち合わせとか、そういうものを1年間通じて、水不足のことだけではなく、それも含めて検討していくべきだ、住民の方たちと話していくべきではないかと思うんですけれども、それはどんな対応をしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

麻生地区の水不足につきましては、5月1日ということでポンプが故障して、何とか今現在は生活用水には使えるような状態にはなっています。麻生の消防団7名と分団長とお話して、防火水槽40トン級のもので2基あります。地区の前のほうと出たところにありまして、大体火災の場合はそれで間に合うのかなというような形はしておりますが、やはり水道があつてなおかつ消火栓が活用、初期消火には大変必要なものですから、今回の6月議会定例会において補正予算を組ませていただきましたので、その予算で早急に対応していきたいと考えております。

また、打ち合わせにつきましては、区長さんを初め事情につきましてはご説明しております、6月補正が終わったらすぐにポンプ等の購入を考えておりますので、それで何とか間に合わせたいという形で考えております。

以上です。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

今、6月定例会の補正予算ということが出ましたけれども、これは生活用水のポンプということですね。消火栓等も全部含めて、「はい」の声あり）含めての補正予算。これは1台ということですか。「そうです」の声あり）わかりました。

地区の区長さんを初め打ち合わせはしているそうなので、人命にかかわる緊急事態というものも考えられますので、やはりこれはスピード感を持って対応していただきたいと考えております。

3点目であります、各地区の水不足について現在情報は入っていないということですが、今年度については、水不足というのが深刻になるというようなことの予想も持ってやはり考えていかななくてはならないのではないかと考えております。やはり不測の事態

に対応できるよう、日々天候も注意しながらとか各地の的確な情報を入手して、やはりスピード感を持って対応していかなければならないと思いますので、この辺、建設課長、お願いしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

水不足につきましては、議員おっしゃるとおり常に気象状況、天候などやまた地区からの情報、あと先ほど議員からのご質問にありましたように、中央管理システムというものがありますので、そういった情報収集を行いながら監視しまして、現場に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

済みません。先ほどの麻生地区の例えば冬場の対策なんて具体的にこれから多分考えているんでしょうけれども、建設課のほうではどのような対応策として考えられるか。ありますか。

○議長

建設課長。

○建設課長

今回6月議会で補正を組ませていただいたんですけれども、お盆前には復旧の見込みというのでありますので、冬期間については消火栓も使えるものと考えております。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

総務課も含めまして、消防団のほうも含めまして、建設課も含めて、やはり地域の皆さんと話し合いながら十分な検討をして、水不足のないように、住民の方に不便をかけないような対策を講じていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長

これをもって伊藤 純君の質問を終わります。

次に、菊地 正君の登壇を許します。

7番、菊地 正君。

○7番（登壇）

先ほどの通告どおり一般質問いたします。

質問事項、JR会津柳津駅は、高校生の通学や一般客の利用だけでなく、JRを利用した旅行者の皆さんの奥会津の玄関口として大切な役割を果たしております。

第1回定例会において、只見線の利活用を図るため「県や近隣町村と連携した路線の景観及び駅周辺の整備を進めてまいります」との説明がありました。現在、柳津駅周辺の環境整備について、どのような計画とスケジュールで進んでいるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、7番、菊地 正議員のご質問にお答えをいたします。

JR会津柳津駅周辺の環境整備につきましては、今年度は駅トイレの実施設計を行ってまいります。7月にJR東日本仙台支社の担当者が現地調査を行うこととなっております。その中で、調査終了後に実施設計を進めていくスケジュールとなっているところでございます。

また、町が以前よりJRと協議を進めておりました駅舎の利活用につきましては、協議の中で、JR側から耐震性の面などから現状のままでお貸しすることは難しいとの話がございましたが、課題解決に向け今後も継続して協議をしていく考えでございます。

平成29年度に県において只見線利活用計画が策定され、その中において奥会津景観整備プロジェクトとして、沿線の風景を阻害している杉や雑木などを伐採しビュースポットを整備することとされております。そしてまた、町としましては、本年度県が行う滝谷駅周辺のビューポイント整備とあわせてフォトスポットの整備を進める予定であり、杉などの支障木の伐採に係る立木所有者の確認を現在進めているところでございます。

今後も、計画的に県や近隣市町村と連携して、JR只見線沿線の環境整備を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

7番、菊地 正君。

○7番

まず町長を褒めたたえておいて。16年、町長、柳津町の発展のためにご苦労さまでした。きょうは温かいお褒めの言葉に沿っていくようなご返事をいただきます。この場だけのよい返事では困りますから、やはりことしじゅうに着工するとか、駅は、もう免許証は皆さん、70歳、75歳でもう返上するような時代になってしまっていて、バスや列車を利用する皆さんが多くなっている現在でございますので、とにかく駅というのは大変大切な重要な足、路線になっていると思います。

J R柳津駅は、昭和3年に開通し、本当に歴史のある駅舎だと考えております。太平町としても町内の財産のようにかわいがって、草刈りを初め清掃、1年間守っております。それにして、駅守る会もあります。その会員は500人から超える会員であります。ですから、まず観光地でありながらあのような、トイレがないよと。時々私、耳にするわけでございます。前回は先の見えない、これで3回だけれども、先の見えない返事が来るようでありましたので取り下げしましたけれども、それでは申しわけない。ちょっと今、よそから耳にしたところで先の見えたような、今、町長がおっしゃったような返事がもらえると。私は今、自信を持って質問しているところでございます。

まず、お願いしたいところは、今年度中、せめて遅くとも10月中には着工してもらいたいような考えがあります。それは改修ですよ。トイレの改修に対しての。10月か11月初めころには。余り雪の降らないうちに。その辺どんなふうなことになるか、相手、J Rさんがおりますから、仙台支社という大きなJ Rさんがおりますから、それはわかりませんが、まずよい返事をいただきたいと思います。それに対してお伺いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

議員さんのご質問にお答えいたします。

今ほど町長からも答弁ございましたが、本年度につきましては、駅のトイレ、実施設計ということで実施設計のほうは進めてまいります。

駅のトイレについて、今年度中にもしできれば建築のほうを発注してほしいという話でしたが、なかなかお金の部分、予算もありまして、次年度、今考えておりますのは国の予算がつきそうでございますので、全部ではありませんが補助金がつきそうでございますので、そちらを活用して来年度建築のほうは進めていきたいと。本年度につきましては実施設計を行っていききたいということでございます。

以上でございます。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

7月に東日本仙台支社との話し合いを進めていきたいというようなスケジュールとなっているという返事はもらっていますが、それは、私も相手がいることだから大変だなということとはわかります。だけれども、もうこの問題が始まって私、4回です、一般質問。荒明議員やって4回か。私、3回。ですから、相手があるだろうが何であろうが、やはり町としてのお願いやらあれが足りないんじゃないかと。運動というか、お願いつつうか。そこら辺、私も一口に言いたいところなんですよ。

ですから、昭和3年以来、本当に建物も古くなっている。トイレは一時あのとおり改修しましたけれども、やはり観光客が喜んで来る、来てもらえるような環境づくりが、これは第一問題ではないかと。観光客来ねえ、観光客来ねえって、言葉では簡単ですけども。やはり足元からきちっとした、そういった観光客を温かくお迎えできるようなまちづくりをしているのが、トイレもまず第一条件ではないかと私は思います。JRさんが仙台支社から来月7月に相談、担当者が来ますという、少し先の見えた話が耳に入ったので、私、今回一般質問に踏み切ったわけですが。とにかくこの場だけの返事でなく、ちょっと先の見えた温かい返事をお待ちします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ありがとうございます。確かに柳津駅は奥会津の玄関口ということで、インバウンドによりまして外国人のお客さんも、徐々にではございますがふえておりますので、トイレにつきましても、やはりしっかりしたもの、きれいなものをつくっていくということで、先ほども答弁いたしましたが、本年度実施設計で来年度、国の補助金を活用して建築のほうをして

いきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

来年度という、この場所で約束、かたい約束ですよ、これは。かたい約束をここで結んでいると。言った以上は実行すると、そのような考えで。全てですけれども、なおさらのこと、駅舎のトイレのことに對しては。もう太平町の皆さんも本当に、昭和3年からもう自分の町の財産のようにかわいがって面倒見ているわけでございますから、ぜひとも来年度は工事着工というふうにお願いします。

○議長

これは質問ですか。

○7番

それに対して、もうちょっと進んだ返事があれば。

○議長

では、もう少し進んだ返事があればということなので、答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

なかなか、かたい約束というあれですが、予算を計上させていただきまして、国のほうにも補助金の申請という形で事務のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

駅舎のほうは、そのように先の見えた返事をもらいました。

それにつけ加えて、駐輪場、自転車の置き場。現在、皆さんに見てもらえばわかるとおり、トイレの屋根の下に置いたり、改札口にワイヤーを張って、盗難防止のためにそのような自転車の置き方もあると。常日ごろ4台くらいは見ていますから。これにつけ加えて、駐輪場、自転車置き場。場所はあるみたいですから、あの場所をずっと見ただけでも。桜と桜の木の間。そこを利用して、まず駐輪場。波トタンでもいいでしょうし、簡単でお金をかけないよ

うに、ひとつそれもつけ加えてお願いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

議員のご質問に対しましてお答えいたします。

駐輪場の整備についてということでございますが、今、議員さんがおっしゃいましたとおり、平成25年と26年にあわせまして柳津駅周辺の町道を含めた周辺整備という形で行った際に、当時の建設課でございますが、駐輪場のほうも一応整備を予定していたということで、桜と桜の木の間、確かに少し削って平らにしております。その土地でございますが、自転車で利用されている方が、その当時もやはり一、二台、多くて3台ということでございまして、その当時、やはり利用者がふえた時点での整備でも可能でないかということで断念したという経緯がございます。

そういう経過でございますが、今後、町長の答弁にもございましたが、駅の保存と利活用という形でJRさんと今、協議しているところでございますが、その利活用時に、もちろん人にたくさん来ていただけるような利活用の方法を関係者の方と協議はしていくようになりますが、その中で駐輪場につきましても協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

ますます運転免許証の返上、そういうことでありまして、病院通いの皆さん、本当に、高校、学校に通う皆さん、これからますます列車の利用は多くなると私は考えております。ですから、6時半の一番列車のときにお父さん、お母さんが送り迎えやっている。駐輪場の場所もない。今までは10台も置き場所もありました、立派な。道路拡張のために駐輪場も自然的になくなっております。そういうような現状において、お父さんやお母さんも勤めに行く前に送り迎えをやっているような姿。そして、声さえ聞こえています。

ですから、どちらが先でもいいですから、まず駐輪場も皆さん、必ずつくってやるという。よく町長さん、言うんじゃないか、「子供は柳津町の財産だ」と。財産ならば財産らしくもったかわいって、高校生くらいまではちゃんと面倒見るべきではないかと私は考えているんです。ですから、これは病院通いでなくても、高校生を大切にするような駅舎で

ある。そして、郷戸、滝谷は昭和16年に開通したそうです。歴史ある柳津駅ですから、これはひとつ皆さん、来年度という課長からのご返事いただいて、私も忘れないでいますから。ぜひとも来年度はトイレの改修、そして駐輪場ともども私からお願いして、まずこのくらいの質問で終わりたいと思います。

だけれども、一步進んだもう少しの返事がありましたら、皆さんの前でお聞かせください。

○議長

それでは、最後に地域振興課長から力強い答弁をいただきます。

地域振興課長。

○地域振興課長

議員さんがおっしゃいましたとおり、確かに柳津駅そのものが、昭和3年ということで駅として開業してことし91年目ということでもあります。やはり歴史がある駅でありまして、また、平成14年には東北の駅百選という形で選定もされておりました、駅の入り口のところにあります。そういった経過もあります。大事な駅でありますので今後も、このまま何も手をつけなければJRさんのほうでもやはり下位の駅のほうに改修するという可能性もありますので、そこは町としてもできれば阻止という言葉は使いたくはありませんが、保存と利活用という形でJRさんと協議してまいりたいと思います。

トイレは来年の予定になっておりますが、駐輪場は、その利活用とあわせてまたJRさんとも協議、また観光の関係各位とも業者さんとも協議しまして進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

よろしいですか。（「いや、もう少し」の声あり）

7番、菊地 正君。

○7番

本当に、町としてはこちらのほう、早く言えば9区、7区、駅前のほうは全然寂れてしまいました。皆さん、わかるとおり。ですから、まず足元と言え柳津駅にあるんですよ。バスにも列車にも。ですから、その辺をよく考えて、来年度着工するような今ほど返事ももらいましたけれども、私、かたい約束、忘れませんから、ひとつよろしくお願いたします。

以上です。

○議長

これをもって菊地 正君の質問を終わります。

次に、齋藤正志君の登壇を許します。

8番、齋藤正志君。

○8番（登壇）

では、通告のとおり質問をさせていただきます。

1番、旧西山中学校校舎の施設統合後の利活用についてでございます。

旧西山中の校舎については、西山支所、支所診療所、西山保育所の移設、さらにはJ A機能の一部参画を促しており、また、図書室や炊事のできる施設等、さまざまな機能が備わるようであります。

地域住民の方にとって、できてよかったと思われる施設になることが一番望ましいと思っております。町民の憩いや触れ合いの場として、また、交流人口の増加につながるような地域活性化が進めばと期待するところであります。そこでお伺いいたします。

①地域住民の希望が強い福祉施設の整備促進については、具体的に考えはあるのか。

②にぎわいを出すため、また、交流人口をふやすための活用術は考えているのか。

以上、2点、お伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、8番、齋藤正志議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の福祉施設につきましては、通所介護（デイサービス）用途として確保できることは確認をいたしました。民間事業者等においてやはりスタッフ不足等の要因によって今回の計画で断念をしたところでございます。

しかしながら、現在、西山地域住民交流センターで実施しております健幸クラブ、楽関スクール等の介護予防を主たる目的とした事業を快適な空間で開催でき、利用者に喜んでいただける複合公共施設になるものと考えているところでございます。

次に、2点目のにぎわいを出すため、また、交流人口をふやすための活用術についてお答えをいたしたいと思っております。

今回、整備いたします複合公共施設であります。多くの方々が自由に利用できる多目的

ホール、作業スペース、談話室等を新たに設け、老若男女が自由に利活用できるような整備をしたいと、そのように考えているところでございます。

そうして整備した上で、まずは西山地域の拠点的役割上、町民向けの多目的スペースの利活用やアイデアの募集等をしながら、町民の皆さんの作品展示や憩いの場として地域内外交流の促進を地域住民並びに町民とともに図りながら、地域内外の利用者をふやすことによって西山地域ににぎわいをもたらすような活動の実施をしてきたい、そのような考えを持っているところでございます。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

8番、齋藤正志君。

○8番

それでは、再質問をさせていただきます。

本題に入る前に、基本的なことを確認しておきたいと思います。まず、大きなお金がかかるわけですが、最終的には約10億近い予算が今のうちから予想されているところでございます。本年度は6億2,000万弱、来年が約1億1,200万、3年目が約1億5,000万と、総額9億5,000万ぐらいがかかると、今のところ試算されているわけですが、これは空き家対策事業ということで補助金が出るということで、私も資料を見させていただきました。約4億円近くが当てはまるのではないかと。残りは起債となると思われま。補助金であるということでありますと、町の自由度、例えば後からこういうものをつくりたい、直したいとかそういった自由度と、町の持ち出し分はどのぐらいのパーセンテージで考えているのかをまずは伺いたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

補助金につきましては、先ほど言いましたように9億5,000万で4億程度ということでございますので、空き家対策と今ある支所等につきましても壊すということでございますので、大体補助金が42%ぐらいで、町の起債等につきましては50という形で考えていることでございます。

以上です。

○議長

あと自由度。

○総務課長

自由度につきましては、基本的なところにつきましては変更はございません。ただ、その中身の、中で使う多目的ホール、談話室、作業スペース等についての取り決めという形でこういう形でやりたいということがございますので、そこの中の利活用については町のほうで自由度ということである程度考えているところでございます。

補助金につきましても、建物とその分の壊すところの空き家対策事業で補助金はある程度決まっておりますが、あとはアスベスト系がもしかしたら入ったらという形で、その分につきましては、若干町のほうの持ち分がふえるのではないかとということで想定しているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

ということは、辺地なり過疎なりを利用してということでございますから、残りのお金は多分7割とか8割ということでございますので、平均すれば25%ぐらいが町の残りの持ち出し分かなということでございます。そしてまた、自由度も、規制がされないということであれば、こういうものをつくるまではまずは整備できると。

その後の、私が聞いたかったのは、その後、例えばちょっと違ったように使いたいんだというときに自由度があるのかということだったんですが、そこだけもう1回確認しておきます。

○議長

では、副町長。

○副町長

8番議員にお答えいたします。

ただいまの自由度についての部分であります。これについては新しい分の1階の部分で一番右側になるところについては、今、保育所のほうの学童保育関係等使いたいと。また、災害時については、避難所をあわせて1階の右奥は使いたいと思っております。

それと、2階に上がりまして左側のほうが多目的ホール、それから右側のほうが作業スペ

ースということで、これらについては自由度を使うということですので、1階の部分でただいま福祉関係で議員がおただしのところについては、1階の右奥のところについて学童と避難の分についてはその分で、今度は学童を2階の作業スペースへ上げたりというようなことの自由度は町としては考えております。

以上です。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

そういうお答えが聞きたかったわけでございます。ということは、後から例えば介護施設をつくりたいといった場合には、これは可能であるということでもあります。確かに町の持ち出し分が残りに対してそのぐらいのパーセンテージであるとしても、1億円以上の持ち出しはあるわけでございます。大きな予算をかけているわけでございますから、これは本当に地域住民にとって喜ばしい施設になっていただくことが、まずは一番でございます。

そこで本題に入るわけでございますが、そういう施設をつくるに当たりまして、地元のアナケート調査をしてあります。希望的に圧倒的に多かったのは、もちろん今言っている福祉施設の設置を求める声が一番であったわけでございますが、答弁によりますと通所介護、いわゆるデイサービスは用途として確保できることは確認したとありますが、私も小規模通所介護しかもうできないんだろうなというふうには思っています。これはどのぐらい検討したのかをまず、どのように検討したか、どこまで検討したかを伺います。

○議長

副町長。

○副町長

これらについて、議員のおただしのとおり、通所関係のデイサービス等でございますので、これらについて町のほうで試算いたしますと、面積からいきますと下の学童・避難の右側のほうの分については、面積的には十分間に合うというふうに思っております。これらの内容等についても、今のところ内容を見ていますと、大体8割程度ぐらいの今の面積をもってやればできるのかなと思っておりますが。今回これらのつくる段階において入浴サービス関係、これを取り除いておりましたので、この分については今、社会福祉協議会のほうに入浴車というのがありますが、これらの利用を含めて当初考えていたものですから、そういうふうな考えで右側の避難所、学童スペースの中で十分間に合うというふうに考えて、面積的なこと

も考えていたところでもあります。

なお、今回の施設関係の整備に当たって、私もちょうど町民課長だったものですから、そのときからこのデイサービス関係等についてはこのアンケート、28年に出た段階で一番トップでありましたので、これらについては、福祉施設のほうの事業者と話をしたところでもあります。これらについても最低限、施設長から含めまして5名というようなことが普通の基準となっておりますが、これについては4名でも施設長が何かの機能的なものを持っていれば4名で間に合うというようなことで考えているところでもありますので、それらについては十分間に合うのかなというふうに思っておりますが、これらの施設の職員に対する分についてはなかなか手当てができないというようなことでの回答がありました。それと、西山での利用者の数等を見ても、夏の方はよろしいんですけども、冬期間の冬についてはどうしても赤字になる可能性が高いというようなことで、なかなか二の足を踏んでいるというようなことが現実になっております。

以上です。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

本当に、実は本当にそんなに調べてくれたんだなというのが実感でございます。そういった資料も見せていただければよかったです。

実際は、20何年度スタッフがいないと。4名でもいいですよという中で、施設介護、当時、柳津町も特老、50床から80床に上げると。なかなかこれがまた人が集まらないということで、今は施設介護80床、稼働しているわけですね。今言ったように、新しい施設の中で、答弁にあったように、介護予防、こちらはもう楽しく新しいところでできますよと。結局、取り残されているのがこのデイサービスの分なんですけれども、実際にどのぐらいのデイサービスの方が支所地域でどこら辺に何人ぐらい、全体的な数字で結構ですので、何人ぐらいがどここのほうに行ってるよというぐらいで結構ですので、わかっているのであれば教えてください。

○議長

副町長。

○副町長

これらのデータ等についても、私がちょうど課長当時だったものですからちょっと古いデ

一タにはなるわけですが、そのとき交渉した段階において、平成29年度については2月の段階で27名の方、それから8月が33名というようなことで、どうしても夏場の分については33名ですので、月にいたしますと1人当たり6.1回の方で出ておりますが、冬期間になりますと27名ですので5.4ぐらいの回数というようなことになります。これらの人数等が今回のデイサービス等の中では必要かというように思っています。

そのほか予防関係のほうで進めているところ、社会福祉協議会のヘルパー関係等の分についても調べたところであります。予防関係等については、8人ぐらいの感覚かなと。今若干高齢化が進んでおりますので、8名から10名ぐらいの間かというふうに思っております。また、介護の関係で、これも社会福祉協議会のほうで調べると大体9名か10名というようなことで、度が上がることによって多少なりとも変わりますが、それらの利用者はいるというようなことであります。

ただ、町といたしましても、いろいろこれらについて要望がかなりあったというようなことで、何が一番利用者にとってメリットがあるかという、どうしても遠くから来ている分ありますので、1時間かけて施設に来るというような分が、西山支所地内であればその時間が短く、また利用の頻度も高くなってくると。中にいる時間が長くなるというようなことで、よくなるというようなことは十分私たちも理解しておりますので、それらについて事業者との交渉は何回となくしたところであります。

以上です。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

そういうことであれば、かなりの需要はあるのではないかと思うんですよ。冬、若干減ると言っていますけれども、これは雪の関係とかあと冬期間、柳津のこっちに避難される方も若干いるのかなという気はいたします。ただ、近くでやれば、潜在的な需要も含めると、私は結構もうちょっとあるのではないかと思います。確かに1時間かけて、通ってくる職員も大変ですけども、実際のところ、1時間かけて逆にその施設に行く皆さんの本当に介護の、介護者ですからね。普通の人でさえ1時間かけて例えば、どこに行くか、そこ答弁抜けましたけれども、例えば柳津であれ三島であれ、時間かけて1カ所だけで行きませんから。1時間とか1時間半かけて必ず何人かは乗り合わせているわけですよ。そうすると、もう本当に介護を受けるような方が、重度でないにしても、そういう高齢者の方が朝片道本当に1

時間、行き帰りで2時間、3時間と車に揺られるというのは、本当に辛いことではないかとお察しするところなんですよ。

今、そういうような形で、従業員がそういうところになかなか集まらないのではないかということもありましたけれども、確かに施設介護のほうの人間も補充されたということであれば、ほかに何か要因というものには何か考えられると思っていらっしゃいますか。

○議長

副町長。

○副町長

議員おただしの内容等ではありますが、これらについても、私が試算した29年度の分については、今回の利用者の面積確保ということで、1人当たり1.8平米というようなことがあるものですから、それから考えると、大体9名の利用者というようなことで考えています。当時7名から9名の間でしたので、それですと介護する職員等については大体4名ないし5名ぐらいでいいのかなというような考え方を持っておりました。そのほかにも、事業者等についてはその事業者しか当たっておりませんので、今後、町といたしましても、そういうふうな利用、どうしても支所地区内では多いというようなことは十分理解をしているところでありますので、それらについても今後あわせていろいろ進めていかなければならないというふうに思っております。

今回の分で議員のほうにお話ししたとおり、送迎時の時間が短縮されるというのが一番で、実際今利用されていない方等については、高森とか大成沢、琵琶首のほうになると、途中何人か一緒に車に乗ってくるものですから、1時間半ぐらいかけてやるというのが実態で、四ツ谷、高森、大成沢、琵琶首等からなるとなかなか難しいと。それが支所地内のどこかにあれば、大体30分以内ぐらいで来られるとなると、利用者の身体的な負担も軽減されるというようなことは十分わかっているところであります。これらについても業務体質の分の内容は町としても、1事業者だけでなしにいろんな事業者と話をしていかなければならないというように考えております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

いろんなことでやれないということでお伺いしたんですけれども。柳津町には、新規就農者に対する支援とか、新規商工業者に対する支援がございしますが、私も考えも寄らなかった

んですが、こういったところにも新規事業ということで当てはめて、あそこで事業をやるといった場合にこれは当てはまるのか。あと、あそこでやる場合には、例えば入浴サービスはない形でのところで、入浴車がなければこれは半分、入浴サービスなしでやるとなるとまた単価が変わってきますから、そうなってくると事業者も二の足を踏むのではないかということも踏まえて、入浴サービスを入れてどのぐらいの予算があればどのぐらいのものができるかというのは、試算したことはありますか。

○議長

副町長。

○副町長

これらの内容等について、入浴サービス関係等、今回把握した分については、私も社会福祉協議会のほうで今使っている入浴関係の、当時29年度については2名ぐらいだったものですから、そのバスをその場所に持っていけばというような試算の中で行ったわけでありまして。ただ、面積関係等についても、今1.8とお話ししましたが、10人ぐらいの中でありまして、やはり若干の余裕は今の右側のほうであればあるというように思っておりますので、これらについての工事の試算等については実際はじいてはおりませんが、これらについても、町ではじけるとなればやはりはじいた中で、今後の考え方を持っていかななくてはならないというふうに思っております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

そうしますと、そういった事業、例えばそれに対する新規事業に対する補助もできるとして、そこに今度官設民営で多少、入浴施設ぐらいはちょっと、せっかくだからこれをでは官設でもいいんじゃないかということで町でつくってやると。そこに事業者を持ってくるほうが現実的ではないかなと思うんですよ。スタッフは、できればそういう人たちを指導しながら、そういう教育システムもあるわけだから。残ってるかどうか忘れちゃったけれども。そういう中で介護職員を地元からね。若い人でもいいですし、ちょうど時間がある方。これは特に介護3・4でないですから、ヘルパーさんでもいいでしょうし。そういった方がやってくれば、これは私は十分、施設がある以上そこにいざなうことは、企業を誘致することは可能ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長

副町長。

○副町長

ただいま旧西山中学校の利活用というようなことで、先般、入札が終わったばかりで内容等の段階で、今8番議員のほうからおただしになっているわけでありまして。アンケートの関係でこれだけの人数がいるというようなことでありますので、町としても考えていかなければならないと思っておりますが、今の段階においては、基本的に3施設の4つの機能というようなことでの事業で今展開をしておりますので、その事業を見守りながら、今後議員のおただしの分についてもよく町のほうで検討をさせていきたいと思っております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

本当に地元にとっては切実だと思いますよ。例えばこれだけ、言っては悪いですけども独身者も多い中で、介護のお母さん、お父さんを持ちながら仕事をしなければいけない。もちろん、地元でデイサービスがあれば、それだけ長く預かってもらえるわけですから。預けていけばいいんですから。夕方ちょっと早目に帰ってきて仕事ができる。できないから、ほかの施設に出さなきゃいかん、親子別々に暮らさなきゃいかんというようなことになってくるんですよ。こういう地域を本当に守るためにも、これは、本当に私は軽く考えてはいけません。

確かにことし新しくこの事業をもう進めているわけですけども、並行してやはりこういったことは各事業者、これは2年前の資料と言っていますけれども、そこからは多分検討されていないんだと思うんですよ。だから、各事業者にまた当たってぜひこれ、どうなんだ、今はと。人、集まりそうかと。こっち、補助も出すぞと、新規やるんだったらと。三島でも何か新しい事業者が出たらしいですから。これは、もう潜在的に私は地域地域にやっぱり、過疎化が進んだところにはあると思っていますから。ぜひ柳津町で、特に支所地域で要望の強いこの事業に関しては、本格的に考えていただきたいと思っております。最後に何か答弁ありますか。

○議長

副町長。

○副町長

これらについても基本的に旧西山中学校の改修工事、先般入札になったばかりであります。

また、議員の皆さんにもお話ししているとおり、造成関係の測量関係、設計関係等についても本年度発注させていただいております。これらの内容を見ながら、あわせて今議員のおただしの分、それらについては支所地区内でのアンケートの中でも一番断トツになっている分でありますので、再度やはりそういう点では、町としても各課を横断しながら共有していかなければならないというふうに思っております。ただ、今の段階においては、やはり西山中学校の改修工事、造成工事等に力を入れながら、再度そういうふうな面についても協議をさせていきたいと思っております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

ぜひそんな形で、庁議の中でもいろんな意見がございますから、意見を吸い上げていただいて進めていただきたいと思います。

通告になかったんですけれども、やはり冬季になると大変厳しい地域があるということです。過去には集団での移転というような話も出ましたが、町の道路管理や住民の安心安全を考えると、砂子原地区への支援センターのような機能を持った、既存の建物を利用したこういった施設なんていうのは可能かどうか、考えられるかどうかお伺いしたいんですけれども。総務課長でいいですよ。

○議長

では、副町長。

○副町長

これらについても、町としてもやはりかなり冬期間において難しい部分がありまして、毎年のようにその地区、名前を挙げますと47地区ではないんですけれども、漆峠地区の皆さんと昨年度も私と総務課長で出かけていきましてお話を聞きました。3軒ほどあるわけですが、これらの方とも十分話をしておりますが、どうしてもそこに残ると。ただ、残ると言いながらも、その時期娘さんのところに行ったりしていなかったりすることがあるので、町としてもそういうような施設があればというようなことで町長からも指示事項ありましたので、そういう点ではここ5年ぐらいは地区のほうと話をしております。

本年度も、ぜひともそういうふうなことで、どうしても冬期間について町でも除雪やるのに、私も除雪乗ってみて大変怖かった思いもしておりますので、1日1回そこまで除雪してもらえればいいというようなことで地区の話であります。これらも含めて総務課長と担当

課の課長と私が行ってお話し合いを進めていきたいと。

また、支所地区内だけでなしに、柳津地区全般の中においてもそういうふうなことがあれば、やはりそういうふうなところで話し合いを町のほうからしていかなければならないというふうに思っています。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

ぜひ、そのような形が望ましいと思います。それがやはり、年とってきて本当になかなかそういうところで暮らしていくのも大変でございます。高齢者福祉というくくりでは終わらせていただきたいと思います。

次に、にぎわいの創出と交流人口をふやす活用術ということでございますが、さくっと答えていただいておりますので具体的に何か、何も出てこないもんですから、逆に質問するんですけれども、具体的に何か考えたとか意見が出たとございましたら答弁いただきたいと思っています。

○議長

副町長。

○副町長

議員にお答えいたします。

これらについても、交流人口の増加というようなことで各課につながっているような内容等であります。今回の中で利用施設等が入っているわけでありましたが、その中でもやはり町といたしましては、今行っております公民館のいろんな事業等も含めて進めていきたいなど。また、健康の福祉のほうから見ますと、楽関とか健康づくりの教室等も年間9回ほど行っておりますので、それらの利活用を少し多目にやれるような体制を各課調整しながら進めて、やはりここの中で、支所の旧西山中学校の中での施設をつくって内容よかったねと言われるぐらいのものを構築していかなければならないというふうに思っておりますので、今までである事業等に付加した形で公民館、町民課、その他の協議会等も含めてそれらで支所地区内でやれる分についてはそれを付加しながら、少し大きくしながらにぎわいのある施設として利活用していきたいというふうに思っております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

ということは、何も考えてなかったということですね、副町長。新しい案は出ていないということだと思います。ぜひ、これだけお金をかけるんだから、もっと夢と希望を持てるような施設にしてほしいんですよ。

私は、提案という形はここからなっていくような形になりますけれども、今やっていることをやるったって、みんなやっている人同じですからね。これでは余りにぎわいも出てこないと思うんですよ。数多くやれば良いというものでもございません。

新しい施設のほうには、駐車場を設置するわけですね。町民バスの各路線の乗り入れがここを中心にしてできるということでありますと、地域内交流ということで、町民バスを利用して逆に本庁地区から支所地区までバスを利用して行ってみようかとか、そんなことも楽になるのではないかと考えているところでございます。ちょっと支所へ行って温泉に入って帰ってくるかと。たまには、「お前、送っていってくれよ」と私も言われますけれども、「バスあつから町民バスで行ったら」とか今度はこういうことも。すると、今度ばあちゃんたちだけが、じいちゃんたちが、じゃあみんなそろって町民バスで行ってみかか。「うちの息子、休みじゃねえと行けねえから」というときも行けるような、こういった町内の交流なんかも図れるのではないかと。こういうのをやはり町民の皆さんにお知らせして、地域間交流を盛んにすることもいいんじゃないかと思うんですよ。学校も統合したことですし、そういったところで子供たちじゃなくて、じいちゃん、ばあちゃんもこういったものを利用した中で地域間交流、こういうことをしたいと思います。バスの見直し、アクセスの仕方、こういったことも考えて再活用を考えたらいかがかと思いますが、いかがですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

議員おただしのおり、町民バスを使いまして西山地区と会津バス等の交通機関と調整を図りながら、他町村から想定される中では公民館事業としてまたたび細工がございます。あと今、木を使って中学生もやったりいろいろしておりますのでそういうことを、この事業は柳津でやっていますけれども、数日間、やはり1週間ぐらいやっておりますので、他町村から宿泊して参加されたり、あとは町民の方もバスを利用して行っていただいたりということで、そういうバスを使ったりJRを使ったり、町民バスとの連携強化については今後図りながら、そういう皆様が集まるような施設にしていきたいと考えておりますので、よろしくお

願います。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

そういうことで、地域間交流できるようにアクセスのしやすい場所にさせていただくことがまず大事であるというふうに思っております。

地域間交流はいいんですけども、他町村からの交流人口、他県から来るとかこういった交流人口の増加というのも、これだけ立派な施設ができるわけですから、図れるのではないかと思いますけれども、何か策はありますか。

○議長

総務課長。

○総務課長

まずは地域の皆さんに親しまれていただくような形で、多目的スペースの活用法とかアイデアの募集していただきまして、そこでやはりこういうイベントがいいなという形であれば、それをPRしながら、あとは、他町村からいらっしゃるような交通機関等の調整を図りながら、にぎわいある施設という形で発展させていければと考えております。まずは町民の皆さんに活用していただいて、集いの場またはにぎわいの場になっていただいて、それから、含めて他町村からも来ていただくようなことを図りたいと考えております。

以上です。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

それも想像がつくんですね。まず、じゃあ地元の方、利用していただきつつ、新しいちは来ますけど、なかなか来なくなってしまっ。もちろん、私、その辺も想像、皆さん、想像ついていると思うんですよ。ですからね、この辺なんですけれども。

私は、将来的にですよ。今すぐやれとかじゃないです。山の駅、そういう施設の開設はどうかということを提案したいわけですよ。今、どぶろく特区を地域のほうでとろうとしていますよね。そういう物販。加工所もありますよね。工芸品、こういうものもあります、地域の。こういうものを物販、販売を、あとは、飲み物の提供とかそういうことをすることによって、ちょっと寄ってこうかというお客さんが必ずあそこを通ったときに、こっちに山の駅ありま

すよなんて言ったら、私、あそこ通った人、これから400号も抜けましてトンネルできたら必ずいらっしやると思うんですよ。こういったお客さんを取り込もうという気は起きないものかと思うんですが、どうでしょうか、こういった提案。

○議長

総務課長。

○総務課長

そういう山の駅みたいなことであれば、せいざん荘等を中心にして、そこを含めて今のを新たに多目的施設、複合施設であります場所をなるべく利用していただいて、先ほど町長が言ったように、老若男女が自由に利活用できるような設備、また来てみたいという形のこと、体験なり、山歩きに行けるための拠点となるような場所になれば、引き続き町内外の方の利用もふえてくるのではないかということで考えておりますので、そういうことも含めてこれから構想等についてはアイデアを詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長

これに関しては、地域振興課長からも答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

今、議員さんのお話にありました山の駅、今、近くですとたしか尾瀬沼あたりあったと思います。そういった形で山の駅としてのところも最近徐々にできてきておりますので、そういった形での利活用というのは、販売、地元の物産品、西山地域の方でもいろいろとやられている方がいらっしやるので、そのようなもの、あとは農産物の販売なども、定期的ではなくてもイベントとしてやっていくことは可能だとは考えております。

以上でございます。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

本当にそういうことだと思います。じゃあ誰がやるんだという話になりますよね。当然、私、そこも考えてきまして、地域おこし協力隊、これだけ呼んでもなかなか来ないんだけど、あの支所地域に地域おこし協力隊を呼んでそばを出せたり、何か工芸品つくらしたり、それこそ若い人が来て、いや、こんなことやってるよって情報を発信したら、若い人もふえ

るし、情報も発信できるし。好きなことやっていいぞ、あそこでって。町のためだったらばと。どぶろくばっか飲んでんじゃねえよって話もしながら、若い人たちとそういった情報発信を地域からやっていけば、本当にあの地域、物すごく光が当たってくるんじゃないかと思えますけれども。どうですか、こういった地域おこし協力隊。その辺に配置するという考えはありませんか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

確かに昨年度末、3月に町のほうにも日光市のほうから地域おこし協力隊が実は来ております。研修という名目でございますが。その方たちは、町とかの配置ではなくて地区へ配置という方がいらっしゃいます。そういった地域おこし協力隊の募集方法もございますので、その利活用という形の部分で、地域おこし協力隊を募集して運営とか企画という形でやっていただくということは可能だと思われま。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

本当にぜひそういった若い人たちの力、発信力をぜひ活用していただいて、支所地域に活力を少しでも取り戻してきていただきたいというふうに考えています。

ちょっと若い人たちとも本当にお話ししましたら、柳津町は本当発信力が弱いよと。みんな景観とかこういったところにあぐらをかいているんじゃないかと。もっとつむじ倉滝とかなんかももっとPRしたらどうだと。霧幻峡より、第一橋梁よりいいんじゃないかという声もいっぱいありました。「川を掘れば温泉が出る。こんなことできつとこ、ほかにあるの」という声をたくさん聞きました。こういったものが、支所地域にはいいものがたくさんあります。こういったものをぜひ、再度光を当てていただくことによって、今回できる施設がより輝くと思います。職員の皆様、特に庁議に出られる方には夢を持っていただきたい。そういうことでございますが、何か答弁ございますか、町長。

○議長

町長。

○町長

この施設は、やはり我々がこの世代で一番気軽になるのは、やはり自分たちが遊んだ姿と

いうのが目に入ってくるんですね。だから、そういうものをどういうふうに助長していくかということが大事であろう、そんなふうに思っております。そういった面で今、県でもそうですが、皆さん、新聞等で見ていらっしゃると思うんですが、健やかに幸せという健幸が、これは足元からということになっております。今、議員がおただしのように、まさにあそこが町の駅、山の駅、そういったものを踏まえながら、そこにいる人たちの健康のために役立てていくような施設になってほしい。それとあわせて、今言ったような地域おこし協力隊というのは、体育大学を出て健康のためのフィットネスというか、そういうものを指導しながら自分を育てるといふ、そういう環境をつくっていくというのがこの施設の役割でもあると。

この前、福島へ行ったんですが、そのフィットネスの中に老人の80くらいの方が、若い指導員が1人で1対1で健康の指導をしておりました。ですから、ああいう町なかでさえも、そんなないと思いますけれども、それに準じながらそういう人たちの人材を育てていくというのも、地域のよさを持っている柳津町の姿がそこにはあろうかと思っておりますので、それらについてもやはり知恵を出して工夫をした体制をつくっていくというのが発信力だと思います。それらは十分、職員ともども知恵を絞ってもらいたい、そのように思っています。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

本当に過疎化、少子化、高齢化が進む中で、地域住民が安心・安全で毎日を過ごせるような夢と希望のあしたへつながるような施設にさせていただきたいというふうに思っております。

最後の質問者でございますので、井関町長には、議会に対し真摯に対応いただいたこと、また教えていただいたこと、16年3カ月の町政、町をかじ取りしたことに深く感謝申し上げて、終わります。

○議長

これをもって齋藤正志君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日これより6月14日午前10時までを議案調査のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日これより6月14日午前10時まで休会とすることに決定しました。

◇ ◇ ◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。(午後3時35分)